

ある代言人の業務日誌：
千葉県立中央図書館所蔵「市原郡村々民事々件諸用
留」

メタデータ	言語: ja 出版者: 静岡大学人文社会科学部 公開日: 2016-06-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 橋本, 誠一 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00009569

資料

ある代言人の業務日誌

—千葉県立中央図書館所蔵「市原郡村々民事々件諸用留」

橋本 誠 一

解題

はじめに

ここに紹介する千葉県立中央図書館所蔵「市原郡村々民事々件諸用留」は、代言人鳥海秀七の業務日誌である。その記載時期は一八七四（明治七）年五月一日から同年一〇月二九日まで。そしてその末尾に一八七六（明治九）年九月二五日着書状一件についての記載がある。

鳥海秀七は千葉県市原郡小草畑村（現市原市）に居住し、受任した民事事件を処理するため、遠く千葉町（現千葉市）にある千葉裁判所へ出頭し、同所で代言業務を行っていた。本資料は、そうした日々の代言業務の実態を詳細に

記録したものである。

ところで、代言人鳥海秀七が活動していた時期は、司法職務定制第一〇章「証書人代書人代言人職制」（一八七二（明治五）年八月三日太政官）が妥当していた。つまり誰でも代言人を名乗り、活動することができた時代であった。代言人になるために国の定める試験に合格し免許を取得しなければならなくなる——免許代言人制度への移行——のは一八七六（明治九）年二月二日司法省甲第一号布達代言人規則の制定によってである。本資料はそうした——免許代言人制度以前の——時代における代言活動の実態を記録したものととして貴重である。

一 先行研究について

明治初年の公事師・公事宿、代書人・代言人の活動実態については、資料上の制約からいままなお不明な点が多い。しかし、管見の限りでもすでにこれまで次のような貴重な業績が積み重ねられている。

① 荃田佳寿子「公事宿から代言人へ」（『日本歴史』四九一号、一九八九年）。一八六九（明治二）年～一八七〇（明治三）年下野国那須郡鳥山藩領畑方永納願一件における公事宿池田屋の活動を紹介。

② 吉田正志「明治初年のある代書・代言人の日誌——『出塚日誌・第三号』の紹介——」（服藤弘司先生傘寿記念論文集刊行全編『日本法制史論纂——紛争処理と統治システム——』創文社、二〇〇〇年）。堺県で活動していた代書人（代言人も兼ねる）の日誌を紹介。

③増田修「明治初年のある公事師の貸金取立旅日記—上原和兵衛『陸奥紀行』(明治四年十月十四日～明治五年五月九日)の紹介—」(『修道法学』二六巻二号、二〇〇四年)。

④吉田正志「明治三～四年のある民事訴訟と公事宿」(吉田正志『公事宿・郷宿から代書人・代言人への転換過程に関する研究(平成一三年度～平成一五年度科学研究費補助金(基盤研究(C)(2))研究成果報告書』二〇〇四年五月、二一頁以下)。一八七〇(明治三)年～一八七一(明治四)年の民事訴訟記録「武蔵国秩父郡坂石村出入一件控」を紹介。

一見して明らかのように、公事師・公事宿に比して代書人・代言人の研究はより手薄である。本資料はそうした研究上の欠を埋めるといふ点でささやかながらも紹介する意義があると思われる。

先行研究についていまま少し補足をおきたい。実は本資料は、一九六〇(昭和三五)年の県立図書館収蔵以来¹、広くその存在を知られたものである。現在は千葉県立図書館「菜の花ライブラリー」²において「千葉県立中央図書館で所蔵する貴重書」の一つとしてデジタル画像で公開されている(その意味で本資料は筆者の「発見」になるものはまったくない)。にもかかわらず、これまで活用された形跡がほとんど認められない。地元千葉県域を対象とする地

¹ 本資料末尾に一九六〇(昭和三五)年三月二五日付の千葉県図書館受付印がある。なお、資料の閲覧・撮影に際しては、千葉県立中央図書館千葉県資料室に多大の御配慮をいただいた。ここに記して謝意を表したい。

² 千葉県立図書館「菜の花ライブラリー」https://e-library.gprime.jp/lib_pref_chiba/ 【最終閲覧日】二〇一五年九月三〇日。

³ その後、千葉県史編纂事業で千葉県立中央図書館所蔵資料の多くは千葉県公文書館に移管されたが、本資料は現在も千葉県立中央図書館に所蔵されている(移管されなかった経緯は不明である)。

域史研究を見ても、筆者が行った文献リサーチによれば、本資料を取り上げたものは一つも存在しなかった。こうした結論を得たことで——リサーチに漏れがあることを恐れつつも——本資料の翻刻を公表するに至った次第である。

二 本資料の概要

(一) 千葉裁判所について

本資料は、前述のように、代言人鳥海秀七は千葉裁判所を主要な舞台に代言業務を行っていた。そもそも千葉裁判所は、木更津裁判所と印旛裁判所とが統合され、一八七三(明治六)年八月一日に千葉町へ設置・移転したことに始まる。開庁は同月七日である。

⁴ リサーチした主な文献は以下の通りである。千葉県編『千葉県史・明治編』(千葉県、一九六一年)、千葉県史編纂審議会編『千葉県史料・近代篇・明治初期』一〜七(千葉県、一九六八〜一九八七年)、千葉県編『千葉県史・近代篇・明治初期六』(千葉県、一九七六年)、川村優編『論集房総史研究』(名著出版会、一九八二年)、『南総郷土文化研究会双書』第一四号(南総郷土文化研究会、一九八四年)、三浦茂一先生還暦記念会編『房総地域史の諸問題』(国書刊行会、一九九一年)、千葉県史料研究財団編『千葉県の歴史・資料編・近現代一(政治・行政一)』(千葉県、一九九六年)、千葉県歴史学会編『千葉県近現代の政治と社会』(岩田書院、一九九七年)、千葉県史料研究財団編『千葉県の歴史・通史編・近現代二』(千葉県、二〇〇二年)、池田宏樹『日本の近代化と地域社会——房総の近代』(国書刊行会、二〇〇六年)など。雑誌では、川城文庫・藩政史研究会編『房総』第一号〜第三〇号(一九六九年〜二〇一一年)、千葉県編『千葉県の歴史』第一号〜第六号(一九七一年〜一九九四年)、千葉県郷土史研究連絡協議会『房総の郷土史』第一号〜第四三号(一九七四年〜二〇一五年)、千葉県歴史学会編『千葉史学』第一号〜第六号(一九八二年〜二〇一五年)、千葉県史料研究財団編『千葉県史研究』第一号〜第十七号(一九九三年〜二〇〇九年)などを検索した。検索に当たっては、国立国会図書館蔵書検索・申込システム(NDL-OPAC)、CiNii Book、CiNii Articlesを併用した。

⁵ 『法規分類大全』官職門・官制・司法省二、一九二頁。

本資料に登場する千葉裁判所の役人たちの氏名、肩書き等は、判明する限りで以下の通りである。

小杉直吉 権少判事⁶

高塩 某 「御席〔前〕」で判事の代わりに「代席」を務める。判事補か。

脇屋 某 事件の「掛」を担当。司法省出仕か。

潮田 某 事件の「掛」を担当。司法省出仕か。⁷

岩崎 某 事件の「掛」を担当。司法省出仕か。

高山 某 事件の「掛」を担当。司法省出仕か。⁸

このうち代言人鳥海秀七がもっとも頻繁に接触するのは脇屋や潮田など「御掛様」と呼ばれる人たちであった。

次に、千葉裁判所の組織構成について。本資料によれば、一八七四（明治七）年五月八日現在、裁判所内に「聴訟掛」と「断獄掛」が置かれていたことが分かる。その後、遅くとも同月中旬までにそれぞれ「聴訟課」と「断獄課」に改称された。⁹

⁶ 一八七五（明治八）年一〇月現在、小杉直吉は七等判事として引き続き千葉裁判所に勤務している（明治八年一〇月改正『千葉裁判所職員表』（千葉町伊藤書肆発兌））。

⁷ 前掲『千葉裁判所職員表』に四級判事補潮田資敬（民事課勤務）の名があるが、同一人物であるかは確認できない。

⁸ 前掲『千葉裁判所職員表』に一二等出仕高山繁正（民事課勤務）の名があるが、同一人物であるかは確認できない。

⁹ さらにその後、遅くとも一八七五（明治八）年一〇月までに民事課と刑事課に改称された。各課にはそれぞれ五名と四名の判事補が配

(二) 代言活動の概要

鳥海秀七は市原郡小草畑村に居住し、必要に応じて千葉町所在の千葉裁判所に出頭した(小草畑村と千葉町の間は鳥海の足で七・九時間ほどの距離であった)。いったん出頭すると、千葉町に長期滞在する場合が多かった¹⁰。そのため鳥海は大沢庄平の宿(大沢屋)などを定宿としていた。

一八七四(明治七)年五月中旬、千葉裁判所は、裁判所出頭時に代書人を同道しなければ着届けなどを受理しない旨を達した。鳥海がそのことを知ったのは五月一九日のことであつた。それ以降、鳥海は代書人同道で裁判所に出頭した¹²。

鳥海が原告代言人として受任した事件はおもに以下のようなものであつた。

¹⁰ 置されていた(前掲『千葉裁判所職員表』)。

¹¹ たとえば鳥海は、五月一日から千葉町に止宿し、同月一日四日いったん帰村した。その後、取調のため小川村、賀茂村へ出張の後、再び五月一八日夜から千葉町に止宿し、同月二五日帰村した。

¹² 資料上は単に「宿」と記されているだけである。

一八七三(明治六)年七月一七日太政官第二四七号(布)「訴答文例」は、原告人・被告人が訴状・答書を作成するときは自書を禁じ、代書人に代書させることを義務づけた。しかし、翌一八七四(明治七)年七月一四日太政官第七五号布告「訴答文例中代書人ノ件改定」により、①代書人の代書によるか本人の自書によるかはすべて本人の情願に任せることとした。そしてさらに、②もし代書人を用いないときは、親戚や朋友を差添人として訴状・答書に連印させることも規定した(この規定から推して、代書人に代書させるときは、書類作成・連印だけでなく、差添人として裁判所へ同道することも期待されていたと考えられる)。千葉裁判所が代書人同道を義務づけたのは太政官第七五号布告制定以前のことだが、本資料を見る限り、同布告制定以後も代書人同道は継続して行われていた。

①貸金催促事件〔七八五号〕【原告】本人市原郡小草畑村鳥海又五郎、代書人市原郡石川村田辺長四郎、【被告】本人市原郡久保村初芝清四郎、代言人吉崎久兵衛、代書人小倉文蔵）
②貸金催促事件【原告】本人鳥海又五郎、代書人田辺長四郎、【被告】本人市原郡久保村初芝太九老、代言人長狭郡貝渚村羽原利三郎）

③質地年金賦米違約事件【原告】本人の記載なし、代書人田辺長四郎、【被告】本人市原郡小草畑村中村長十郎）
④質地代金請取請求事件〔三三〇五号〕【原告】本人鳥海又五郎、代書人田辺長四郎（後に高橋貞治郎）、【被告】本人埴生郡市野々村野口與惣兵衛、本人病氣に付代言人野口半治郎、代書人千葉吾妻町鈴木瀬兵衛）

⑤質地代金請取請求事件〔三三〇六号〕【原告】本人鳥海又五郎、代書人田辺長四郎（後に高橋貞治郎）、【被告】本人埴生郡市野々村横山正作、本人逃去に付同村親類代言人横山吉平、代書人千葉吾妻町鈴木瀬兵衛）

⑥給金取戻請求事件〔三三〇七号〕【原告】本人鳥海又五郎、代書人田辺長四郎、【被告】本人夷隅郡泉水村西部半左衛門、代書人高橋貞治郎）

このように受任事件の多くは、市原郡小草畑村居住の鳥海又五郎を原告とするものであるが、彼と代言人鳥海秀七がどのような関係にあったのかその詳細は不明である。

次に本資料から読み取れる限りで、民事事件の処理手続はおおむね以下のように進化した。江戸時代の手続がほぼそのまま踏襲されていたといつてよい。

- [1] 出訴〔訴状差出〕(原告↓裁判所)
- [2] 奥書(尊判)の下付(裁判所↓原告)
- [3] 奥書(尊判)付訴状の送達(原告↓被告)¹³
- [4] 差日に裁判所出頭↓着届提出↓腰掛で控え↓呼出
- [5] 聴訟掛(課)での目安糺(掛↓原告・被告)
- [6] 聴訟掛(課)での聴訟調(掛↓原告・被告)
- [7] 「中之口白洲」での「御席調」または「御席前調」(判事↓原告・被告、掛の立合)

前述の受任事件のうち③の事件は、「5」目安糺の結果、裁判所の採用するところとならず、鳥海は「訴状御下ケ願書」を提出し、訴えを取り下げた。

鳥海にとってさらに気の毒な事例もあった。掛の脇屋某が①と②を別々の事件として処理していたところ、「7」御席〔前〕調の場で判事から①と②は一つの事件であって原告の出訴は「忒重之出願」であるとの指摘があり、鳥海は文字通り泣く泣く後発の②の訴状を取り下げる羽目になった(①はその後和解が成立し、原被双方から済口証文が提出された)。鳥海はそのときの応答と自己の真情を次のように記録している(以下の引用は原資料を再構成し、句読点等を付したものである)。

¹³ 厳密に言えば、訴状は被告人ではなく、被告人居住村の正副戸長宛に送達された。

判事 原告人鳥海秀七 一月初芝清四郎へ相掛り貸金催促之事件(①) 訴出、尚四月廿九日太九老江相掛り訴

出之事件(②) 者、右一月十日訴出之事件与連合致し居候事件無之哉。

鳥海 一月十日御訴訟申上候内之金ニ者相違無之候得共、右対談面之通り者被告人清四郎ニて行届不申由ニ付、

無余儀元證文面江基濟方濟證ニ致し度申ニ付別段訴状相認メ訴出候義ニ相違無之。

判事 右之趣證拠有之哉。

鳥海 證拠者無之候得とも右申上候通り無相違。

判事 被告人者とにかく当裁判鑑(マヤ)を何ト心得テ偽り候哉、式重之出願致し候義者能イト思ふ歟、悪シイト思ふ歟、

勘弁致しテ見ヨ (ト大音ニて嚴重ニ被仰聞)。

鳥海 (残念ニて何ト茂可申上様無之ニ付暫時無言ニて頭ヲ下ケ居候)

官員 サア何ントカ申上ロ。

鳥海 乍恐申上奉リマス、其時々御掛り様へ御伺申上、太九老方へ御奥書相願候。

判事 (掛へ) 其様成事申付候事有之哉。

掛 左様成事ハ更々無之。

判事 其様成事ハ可有義無之。

鳥海 (弥下拙方之不都合ニ相成、此情理相立申ニ者御掛り様ヲ相手取、司法省迄茂出訴致し不申ハ事実相分り不

申、第一何程入費相掛候哉も難計ト相心得、胸中ニてハ泣ながら) 恐入マシタ。

判事 恐入候ハ、受書可差出。

ここから読み取れる限り、判事による「御席〔前〕調」の手続は、掛による吟味実績を踏まえることなく、訴訟当事者の反論をも許さない、一方的かつ職権的なものであったようである。

ところで、いうまでもなく代言人の活動は裁判所内にとどまるものではなかった。裁判所外で当事者双方の話し合いを尽くし、和解を成立させることも重要な業務の一つであった。そのときに利用されたのが茶屋である。たとえば八月四日の条に次のような一節がある。

原被共宿江下り、午後一時頃方田辺氏同道にて裁判所前之、ちうやト申茶屋へ示談二行、初芝清四郎吉崎久兵衛小倉文蔵都合五人ニ而示談行届キ候。

宿とともに茶屋も、当時の代言業務にとって必須の施設であったといえそうである。このように本資料は当時の裁判所内外の様子と代言人の活動をいきいきと活写して興味を尽きない。

本論文は、平成二六年度公益財団法人三菱財団助成を受けて行われた研究成果の一つである。

凡例

- 一、虫損等によって判読できないものは□（一字の場合）または「」（字数不明の場合）で表記した。
- 二、□と表記したもののうち推測が可能なものはルビで表記した。

資料

〔表紙〕
市原郡村々民事々件

諸用留
」

〔扉〕
明治七年五月一日

千葉止宿中

二番日記諸用留

市原郡小草畑村

鳥海秀志千」

明治六年八月

同十二月期限

一金六兩貳分

古敷谷村

大野庄三郎

〔付箋〕
飯給郵

田辺長四郎」

五月一日晴休廳

二日晴午前八時頃裁判所へ出ル着御届申上午後四時頃迄扣

居候処脇屋様御掛り之分一同明日可罷出与聴訟ニ而

被仰渡尤茂御掛り様御病氣にて御出勤無之様子ニ御座候

午後五時頃大雨大雷同七時頃雨止晴

五月三日晴午前八時頃裁判所へ出ル着御届ケ申上扣居候処

無程御呼込ミニ相成聴訟江入御掛り様被申渡候ニ者

被告人者来り候哉与御尋ニ付昨日者参り候得共今日者

未タ不参ニ候得共只今代書人小倉文藏申出候ニ者今日

婦村致し候与申事ニ承り候原告江無沙汰ニ而婦村之義者不都合之

義ニ存候与申立候処右小倉文藏聴訟ニ居合申立候者

全ク婦村之義ニ無之病氣ニ而宿ニ臥居申候与申立御掛

様被仰渡候ニ者病氣与申若立廻り居候ハ、見当り次第

原告可申立与御申被渡又小倉文藏申立候者全

病氣ニ付今明日日延相願度与申出又御掛り様被仰渡

候ニ者全病氣之義ニ候ハ、書面□^②以可申出今明日相立

全快致不申候ハ、医師容躰書ヲ以可申出与被申渡

小倉文藏義者相下り下拙義者相残り居太九老方へ

御奥書御下ケ之義相伺候処御掛り脇屋様仰ニ者拙者

事兩三日不快ニ而出勤不致ニ付訴状面未々披見

不致候ニ付明日可罷出与御申被渡午後三時頃宿へ下り

其後小倉文藏方書面相認メ持参ニ相成可申与相待

居候得共沙汰無之候夜ニ入雨

五月四日大雨午前十時頃雨止晴裁判所へ出四月廿九日新

訴御奥書御下ケ伺与差出して相認メ着御届ケ申上扣居

午前十一時頃御呼込ニ相成聴□江入扣居候処脇屋様

御掛り目安御調へ多分有之追々相後レ候ニ付

相伺候処暫時相待居可申由被仰候ニ付扣居漸々

午後三時頃目安御調相成奥書御下ケニ相成候

越被仰渡腰掛江相下り午後五時頃御呼込ニ相成

奥書御下渡リニ付受書可差上旨受附方被申渡

則左之通候

御請書

上総国市原郡小草畑村原告代言人鳥海秀七

ヨリ同国同郡久保村初芝太九老江相掛り貸金
催促之訴仕候処本月十二日御差日之御奥書
ヲ以御下ケ渡リニ相成難有奉畏候右前日迄ニ
和解ニ不至候ハ、右日限午前第八時迄ニ被
告人ヨリ答書為致持参無遅延原被一同着
御届可申上候依而御請書奉差上候以上

上総国市原郡小草畑村

明治七年五月四日

原告代言人 鳥海秀七

代書人

田辺長四郎

千葉裁判所

権少判事小杉直吉殿

右之通り御受書引換ニ御奥書□下渡リニ相成午

後五時頃宿江下り飛脚相頼封書ニ致し左之

通り

(朱縫)

御 奥 書

上総国市原郡小草畑村
原告代言人 鳥海秀七

(朱書)
「封」

(朱書)
「但し裁判所御尊判封書之表江
相移り顕れ候様ニ致し遣し候」

同国市原郡久保村
正副戸長中

(朱書)
「封」

右封書午後七時頃飛脚之者宿江受取ニ来宿方相渡
明早朝出立之預定ニ御座候
訴状面之写し左之通り

上総国市原郡小草畑村

農

原告代言人 鳥海秀七

貸金滞催促訴

同国同郡久保邨

農

被告人 初芝太九老

一金百六十円也
明治二年巳三月貸渡ス

此證文二通也

内金六十円也
同年十一月期限

内金百円也
明治三年午二月期限

利金四十七円五錢
明治二年巳三月々

明治七年一月迄五十八ヶ月利

元利合金式百七円五錢
滯金

此證文左之通

引当田地金子借用證文之事

字無しな谷

一新田十式歩

一同 四歩
此入附九俵入

一新畑壹畝歩

右者私儀去辰御年貢御未進ニ差詰リ貴殿江達而

御無心申入書面之田畑為引当右證文相渡置金
子百両只今慥ニ受取御未進御上納申処実正也尤
返済之儀者来ル午二月限り相当之利足ヲ加江元
利不残返済可仕候若滞候ハ、右引当之地所
證文改貴殿江相渡し可申候且又地面ニ付協合
カ故障申族一切無御座候萬一其節
違乱申もの有之候ハ、加印之我等罷出申訳仕
貴殿江少茂御苦勞相掛ケ申間敷候為後日
引当田畑金子借用證文依而如件

久保村

借主

明治二巳年三月日

太右衛門印

受親類

清左衛門印

組合

源右衛門印

名主出府ニ付代

組頭

伊左衛門印

小草畑村

又右衛門殿

借用申金子證文之事

一養老川通船

壹艘

右者私義御年貢御未進且ハ商向元手金ニ差
詰り貴殿江達而御無心申入右之川船為引当金
子六十両只今慥ニ受取借用申処実正也尤返
濟之儀者来ル十一月限り相当之利足ヲ加江元利共
取揃急度返濟可仕候若滞り候ハ、書面之川船
御印札共貴殿江相渡し可申上右者今般双方相
談之上前書引当致し置候上者其節ニ至り少茂
違約仕間敷候萬一脇合ハ彼是申もの有之候ハ、
加印我等罷出申訊仕貴殿江少茂御苦勞相掛
ケ申間敷候為後日借用申金子證文依而如

件

久保村

借主

明治二巳年三月日

太右衛門印

受人

清右衛門印

組合

源右衛門印

小草畑郵

又右衛門殿

右原告代言人鳥海秀七奉申上候前書證文

ヲ以貸シ遣し候処期限ニ至り候而茂返済無之二付

度々及催促ニ候得共不相分剩江去十二月廿日初

芝清四郎ヲ以被及対談候得共是又違約ニ相

(成欠之)

候ニ付無余義奉出願候何卒出格之以

御仁恤ヲ被告人初芝太九老被召出右貸金元

利共返済致具候様対決之御裁断奉願□

以上

右村

農

明治七年四月廿九日

原告代言人

鳥海秀七印

市原郡石川村

農

代書人

田辺長四郎印

前書之訴私方御願可申上管ニ御座候処

病氣ニ付鳥海秀七代言ニ相頼於然者鳥海

秀七方申上候事柄并御請申上候事柄

共後日ニ至り私方異義申上間敷候依之奥印

仕候以上

上総国市原郡小草畑村

明治七年四月廿九日

鳥海又右衛門事

農

原告人

鳥海又五郎印

千葉裁判所

權少判事小杉直吉殿

如此訴出ル条和解ニ不至候ハ、来ル
十二日午前第八時答書持參可致者
也

千葉裁判所

市原郡久保村

被告人初芝太九老

右代言人

五月五日午前十時頃初芝清四郎代言人吉崎久兵衛

カ代言人田辺方迄申来り候ニ者今日日限ニ付

着御届可申上之処未タ快氣致兼候ニ付

今日丈ケ御日延被下度与申来り候よし然ル処

代言人カ申遣し候ニ者初芝太九老方へ奥書

御下渡ニ相成本人渡しニ付差延し候而茂不

苦趣申遣し候由ニ付任其意申候長十郎事件茂訴状

出来ニ相成居候得共今日者見合セニ致し申候
五月六日晴休廳長池屋住六寛秀同道猪ノ鼻臺カ

宗胤寺へ参詣ニ行

七日晴午前八時頃裁判所へ出ル長十郎事件訴状出ス

初芝清四郎事件着御届ケ申上扨居午後一時

頃御呼込ニ相成聴訟江入被告代書人小倉文蔵へ
面会仕候ニ付代言吉崎久兵衛事相尋候処何レノ

行違ひニ御座候哉今朝着不仕扨与申居然ル処

脇屋様御掛り分多人数にて至急之御調ニ相成

兼其内御掛り様聴訟奥江御引込ニ相成候ニ付

外江罷出候処新訴一同御呼込ニ相成訴所へ

罷出候処潮田様御掛りニ相成明朝可罷出旨被

御申渡其後又々聴訟へ入吉崎久兵衛不参

之趣申立候処今日者期限茂後レ候ニ付明日

可罷出旨被御申渡午後四時頃宿江下り

午後四時頃望陀郡茅野村伊東三郎殿ニ被相頼濟

口書へ当日代書名前出し調印致し候

五月八日前夜を雨午前八時頃裁判所へ出差出し書左ニ

脇屋様御掛り

上総国市原郡小草畑村

七百八拾五号

原告代言人 鳥海秀七

被告人久保村初芝清四郎へ掛り事件

市原郡石川村

代言人吉崎久兵衛義寒川村森田

代書人 田辺長四郎

屋市左衛門方ニ止宿致し居候得共

只々等閑置着不仕候ニ付御呼立

之上御説諭被成下置度此段

奉願上候

宿

五月八日

大沢庄平

潮田様御掛り

五月七日新訴

五月八日

|||||

右之通り式枚相認メ差出し扣居候処午前十時頃新
訴之分御呼込ニ相成聴訟江入御掛潮田様ニ而目安御糺
ニ相成然ル処御掛り様仰ニ者質地證書有之文中者年
賦之事ニ相成居殊ニ利足有之候得者採用ニ相成不申
由被御申渡候ニ付丁卯以前受取可申者御採用ニ不相成
義者必定ニ相心得候得共其後ニ至り尚今年分来年
分御座候へ者口分ケニ致し御採用ニ相成間敷候哉
と御答申上候処御勘考之御様子ニ而又々被仰候ニハ
年賦金ニセヨ質地金ニセヨ利足ト申事有之候
而者貸金ニ属スル故採用ニ者不相成尚卯年
以後ニ受取筈約定有之候共證文面且者金子貸渡し
候年限卯年前ニ候得者裁判ニ者相成不申与再応被
仰渡尚訴状差戻ニ依テ受書願下ケ之書面可差出
旨御申被渡候小作帳之義も相伺ヒ候得共慥ニ小作致し候敷
又滞ニ相成候分借受与申敷小作證文ト申敷判然ト

證拠無之而者採用ニ相成不申ト被仰候ニ付小作
帳江相記し候義茂小作證文之義も同様ニ相心得候ト
又々相伺候得共譬前々小作帳ト相唱へ仕来り居候
共前々匱漏之致し方故改正ニ茂相成候故仕来り
申而茂不都合も可有之与是又被仰渡候訴状
御下ケ願左ニ

訴状御下ケ願書

上総国市原郡小草畑村原告代言人鳥海秀七
同郡同村中村長十郎へ相掛り質地金年賦米之
違約之儀奉出訴候処證文面慶応二年寅十二月
貸附候義ニ付御採用ニ相成不申依之右訴状
御下ケ被成下置度此段奉願上候以上

上総国市原郡小草畑村

明治七年五月八日

原告代言人 鳥海秀七印

同国同郡石川村

代書人 田辺長四郎印

千葉裁判所

権少判事小杉直吉殿

右者表紙なし美濃巻枚紙にて相認メ願書引換ニ

訴状御下ケニ相成候其後初芝一件御呼込ミ無之ニ付

午後四時頃聴訟御掛引ケ之様子ニ付聴訟ヘ入

御掛様直段相伺候処最前呼込ミ候得共着不致

何レヘ参り候哉与被仰候ニ付腰掛ニ赴居御呼込之義聞損

じ候哉与御託申上候処今日茂被告之もの不参ニ付

呼出し相掛ケ候間明後十日可罷出与被仰渡御受仕

宿下り雨止晴

五月九日晴

五月十日晴午前九時頃裁判所へ出ル初芝一件差出し左ニ

脇屋様御掛り

七百八拾五号

被告人市原郡初芝清四郎へ相掛

上総国市原郡小草畑村

原告代言人 鳥海秀七

代書人 田辺長四郎

候事件

五月十日

宿 大沢庄平

右之通差出し扨居候処午前十一時頃御呼込ニ相成聴訟へ
入御掛り様を被仰候ニ者被告之者参り候哉与御尋ニ付先刻
腰掛ニ而鳥海面会致し候得共只今着頭致参り候与申
其他咄し合モ無之其内御呼込ニ付御窺申上候与御答へ申上
然ル処御掛り様之仰ニ者被告之者茂呼出し相掛候得共
今ニ罷出不申依而午後ニ呼出し相掛ケ候間其刻被告
同道にて可罷出与被仰渡候ニ付相下り被告代言吉崎久兵
衛ニ面会致し候ニ付右之趣申談候処久兵衛申ニ者私義も
御呼込ミニ相成居候得共被告而已にて罷出候而茂御調べ受
候義ニ茂相成不申ニ付貴殿へ面会之上之事ニ仕度与存扣へ
居候与申居候午後二時頃ニ至り候而も御呼込も
無之ニ付原被相談之上聴訟へ入御掛り様ノ御出席相待居
候御出席無之漸々四時頃御出席ニ相成候ニ付原被同道にて
罷出候向奉申上候処今日者多用殊ニ時刻も後レ候ニ付取

調ニ相成不申候間明後十二日原被共同道ニ而可罷出与被御申
渡同五時頃原被共相下り

五月十一日晴休廳

十二日晴午前八時頃裁判所へ出初芝太九老御差日

^(采地)
「太老」

脇屋様御掛り	上総国市原郡小草畑村
被告人市原郡久保村	原告代言人 鳥海秀七
初芝太九老江相掛事件	
五月十二日	宿 大沢庄平

脇屋様御掛り	上総国市原郡小草畑村
被告人市原郡久保村	原告代言人 鳥海秀七
初芝清四郎へ掛候事件	
五月十二日	宿 大沢庄平

右之通り差出し相待居候処午前十一時頃原被共御呼

込ニ相成聽訟江入午後一時頃御呼立ニ相成御掛り様方被仰候者初芝太九老参り居候哉御尋ニ付如何御座候哉今ニ相見ヘ不申与申上候処代言ニ而答書差出し候与被仰御掛り様方初芝太九老代言人羽原利三郎与御呼立ニ相成原被ヘ被仰渡候ニ者明日判事公御席調ニ相成候間原被共其心得ニ而可罷出与被仰渡且清四郎義者返済行届不申候ハ、身代限り差出し済方可致事原告ニ而可受取事依而右文書可差出与被仰渡候ニ付金三十円義ニ而身代限差出し呉不申共何レ歟示談済方致し度候得共乍併如何様ニ茂返済致し呉不申候ハ、無抛義ニ付身代限りも受取可申与御掛り様ヘ申上候処又清四郎代言人久兵衛方申上候ニ者金三十円之形ニ而者迷惑仕候兼而对談面之通金貳百七拾五円之形ニ身代限差出し度与申上候ニ付御掛り様被仰渡ニ者夫ハ相成不申其方之分済方可仕太九老分別之事ニ相成居候与被仰候処久兵衛申立候ニ者全ク太九老分者清四郎方済方仕候筈ニ付依而身代限り済方被仰付

度与申立然ル処御掛り様を被仰候二者何程か太

九老分御席調へニ相成候間右太九老方之差別

相付次第清四郎分茂取調候間身代限り受取之義

今日者見合可申与被仰渡午後二時頃原被

共宿江相下り

〔備忘〕
一初芝太九老代言人房州長狭郡

貝渚村 羽原利三郎

五月十三日晴午後八時頃裁判所へ出左之通り

〔案〕
二〇六

太二
脇屋様御掛り

〔
被告人市原郡

久保村初芝清四郎

初芝太九老兩人江

相掛り候事件

五月十三日

上総国市原郡小草畑村

原告代言人 鳥海秀七

代書人 田辺長四郎

宿大沢庄平

右之通差出し扣居候処午後一時頃御呼込ニ相成原

被共三人聴訟江入御掛様を被仰候二者此之通り
初芝清四郎始末書ヲ以申立ニ相成候ニ付訴状願
下ケ致し断獄江吟味願可致被仰渡候ニ付右始末書
御掛り様を拝借致し写シ取左之通り

望陀郡久留里町

貸金催促之訴

市原郡久保村初芝清四郎

被告代言人 吉崎久兵衛

右奉申上候市原郡小草畑村鳥海秀七を今般

合金貳百七拾五円也貸金催促之事件訴上

御吟味中厚御利解之趣相弁へ示談済方

仕度追々入割取揃り示談口入立入人共ニ而精

々金作手続申入候処元利合金ニ不悖候

而者勘弁難相成与強勢申張数日取敢

不申無余儀始末訴上候得共右者畢竟被告

清四郎義素々困窮之場合為相続只々一時

之心得違ヲ以同性太九老名宛ニ而地所書入

證書与事寄種々奸計取結候得者右等次第

専風聞相立候ハ既ニ去酉年十二月中始未被及

掛合ニ趣意相立初芝清四郎名前ニ不残書換対

談取極メ候処前書之仕合往々身分不相応多借

旁返済行届不申自然出訴被致候次第ニ陥リ

私共ニおゐても奉恐入候何レニ茂丹精濟方仕度

□^④顧始末相歎キニ随ひ追々増長致し一旦

約定仕候仕儀亡却致し候哉又々初芝太九

老江相掛り奉出訴候趣承驚入尤外取引之義ニ茂

可有之与承知仕候得共萬一右初芝清四郎

引受金ニ候ハ、二重之御願立仕候段何共難得

其意殊ニ去月三十日右太九老江相掛り被致

出訴候而茂右始末柄不相弁ものニ候得者一応

者当然之義故御採用ニ可相成候得共当節

之場合ニ而者二重之願意難相立間厚キ

御教諭茂御座候程与之證書如何様

事实申任品能書面書飾奉出訴候哉実以

初芝太九老江面皮相立不申義者勿論第一

対 天朝江候而茂重々奉恐入候義ニ付無余儀

此段奉申上候何卒格別之以 御仁恤ヲ前頭

始末御賢察之上飽迄右躰不実不申掛穩ニ

勘弁濟方致し呉候様原告人江御教諭被成

下置度奉願上候以上

右村

明治七年五月十三日 被告代言人 吉崎久兵衛印

代書人 小倉文蔵印

千葉裁判所

権少判事小杉直吉殿

右之通清四郎方始末訴上ニ相成然ル処初芝太九老代言

人羽原利三郎方申立候ニ者右清四郎方始末書ヲ以

訴上候通り相違無御座殊ニ太九老ニおゐてハ更ニ存不

申既ニ今般出訴仕候義一切無之掛合茂無之剩

清四郎江対談金貳百七拾五円尚太九老方へ貳百

七円余之願立左候得者貳百七拾五円之金ニ而

四百八拾円余之御願立仕候段何等之義ニて貳重之

□^(御)願立仕候段難其意(得火カ)与申立候処御掛り様ハ被仰

□^(候)二者右様之義者更ニ無之清四郎方ニ而对談仕候

而茂違約ニ付出訴ニ相成候而茂対談通り清四

郎方ニ而不行ニ付無拋本證文ニ基キ候事ニ立至

候得者貳重之願意与申義者更ニ無之尚此事

件ニ付而者太九老方江素々相掛り居候義ニ候得者太

九老呼出し不申候而者相分り不申事件剩今

般太九老参り候而も今以不分り申居候得者清

四郎而已取調何故相分り可申哉与被告之もの

兩人江御申被渡候然ル処羽原利三郎方申立候者本證

文披見仕度与申立御掛り様方仰ニ者本證文面者訴状面

記載有之与御申被渡候処利三郎申ニ者印形之義披見

仕度与申又御掛り様方仰ニ者原告人本證文持参致し居

候ハ、差出し可申与被仰候ニ付本證文御掛り様へ差上候処

候^(マ)処御掛り様方利三郎へ披見為致候処印形之義者

祖父与申立候ニ付御掛り様ハ祖父之印ニ相違無之
哉与被仰候処ハ相分不申似寄之印形与申立
尚名宛之義者太右衛門与記載有之候得共祖父太
右衛門義者弘化四年ニ死亡其後右名宛者無之実
父者保右衛門与申候得者清四郎偽りニ相違無之与
申立候処御掛り様ハ被仰候太九老清四郎義ハ
何様之縁合与御尋ニ相成候処利三郎ハ申立候ニ者
実之兄弟ニ御座候与申上候処御掛り様ハ仰ニ者其方
義者式百五十円返済致し候ハ、示談行届可申事
右之式百五十円之金子ほしいまゝ我兄弟ヲ
みすく断獄江相廻し候取計五百円ニ茂相成候義も
有之候へ者我親茂断獄へ相廻し候哉与被仰候処
羽原利三郎ハ申立候ニ者左様之義ニ者無之候得共
太九郎義茂難渋之義ニ付事实申上候ヨリ外ニ手段
無之与申立候処尚御掛り様ハ仰ニ者よしや右證
文反古ニ而茂我兄弟之みすく断獄江相廻し候程之
事件ニ至り候へ者證文之義者相違なく与申立兄弟

之罪を相被ひ可然事然ルを判然トした證書
を反古ニ致し兄弟を罪人ニ落すト者不筋之
取計らひト被仰渡尚太九老ニて申二者無斷ニて原告
致し向申立候ニ付御掛り様被仰候二者原告ニて者
掛合候而茂不分ニ付出訴致し候与申被告ニて者無斷
ト申空論ニ候得共乍去原告ニ而性名書之義受取
不申ニ付被告ニ而無斷ト申者勿論之義尤是迄之
処ニ而者無斷ニ而原告致し候而茂採用ニ相成判然したる
證書有之上二者返済必定之義依而原告之無念ニ候
而茂強イテ咎ル義茂無之乍去太右衛門義義者弘^(マ)
化四年ニ死亡其後右名宛無之殊ニ印形之義も判
然与相分り不申候ハ、原告人者一ト先帰村之上篤与
取調可罷出太九老代言利三郎義者弘化四年ニ太右衛門
死亡其後右名宛無之趣印形茂実印ニ無之趣書面
ニ致し可差出清四郎代言久兵衛義も太九郎方之
仕分ケ相付キ候迄惣方共来ル十八日迄之日延書銘々
可差出旨原被江被仰渡左之通り

日延御願

上総国市原郡小草畑村

原告代言人 鳥海秀七

右奉申上候市原郡久保村被告人初芝太九老江相掛り候事件昨十二日御差日之処今日聴訟課ニおゐて原被共御調ニ相成私方へ預置候證文面ニ太右衛門与記載有之右御尋ニ付帰村之上篤与取調奉申上度依之来ル十八日迄御裁断御猶豫奉願上候以上

右

明治七年五月十三日

鳥海秀七印

市原郡石川村

代書人 田辺長四郎印

千葉裁判所

権少判事小杉直吉殿

右之通り相認メ奉差上午後二時頃宿江下り

五月十四日晴村方鳥海市藏米満三郎兩人名前にて宿る

差出し候書面其外受取之取調等有之午前十二時頃当

所出立帰村午後九時頃帰宅但し少雨

十五日晴賀茂村より久保村江行午後二時頃旧名主御園治郎三殿

江出ル万延二年酉二月中同村弥治右衛門より太右衛門名宛江

一 地所譲渡し其御御園治郎三名前ニ而奥印ニ相成居候

ニ付其段相尋候処同人より被申候ニ者其頃保右衛門トモ

太右衛門トモ申候義ニ相違無之由ニ付本證文之印形之

義相尋候処文久元甲子年之人別帳同人方ニ有之候ニ付

相談之上引合セ披見仕候処人別帳ニ者太右衛門保

右衛門与記載有之保右衛門名下ニ調印ニ相成居全

一 保右衛門之実印ニ相違無之由同人より被申依テ右之

一 證書差出呉候様申談候得共聞入不申依テ戸長平野

長平方へ出村内太右衛門義者弘化四年ニ死亡後太右衛門

名宛ハ無之趣太九老方申ニ付弘化年中は是迄之

姓名取調呉候様申談候処聞入呉候得共今日之義ニ茂

行届兼依テ明日可罷出与申ニ付夜ニ入帰宅

五月十六日晴初芝一件ニ付山小川村久保村戸長江

出午後三時頃御園治郎三戸長之宅江参り戸長

ト兩人ニ而何レニ茂示談ニ致し呉候様申ニ付差別相付

候上者示談ニ可相成候得共何分是迄之処ニ而者差別

相付不申与申入候処何レトモ太九老方一応談之上

申入度ト申暫時扣居呉候様申ニ付差扣へ居候処

太九老方談之上被入申候ニ者示談手續左ニ

一金貳百円ニ見積 前々立入人ニ而申入候田地七石成シ

外田地相増シ

徳米五石上リ見込

右ニ而示談済方致し呉候様被申入候得共不行届義与相

断午後八時頃漸性名取調書差出し呉候左ニ

久保村

祖父

弘化四未年

太右衛門 亡

父

明治二巳年迄

保右衛門 亡

明治元辰年

良助

良助改

明治二巳年

太一郎

太一郎改

明治三午年

太九老

右之通取調仕候処相違無御座候

右村

明治七年五月十七日

戸長

平野長平印

右之通長平殿方調書受取午後九時頃帰宅

五月十七日晴山小川村方賀茂村へ行

十八日晴午前八時頃村方出立山小川齋藤半十郎へ立寄同人

長泉寺上ノ山江出張致し居出先江相尋午前十一時同所

出立午後七時頃千葉大沢屋江着

十九日晴午前八時頃裁判所江出ル兩三日前相改り候よしにて

是迄与者違ひ代書人同道にて無之而者訟所にて差出し

受取不申且訟所之前帳面差出し有之代書人ニ而

着頭相記し夫を差出し書差出し候事ニ相成候

午後一時頃御呼込ニ付代書人同道にて聴訟入然ル処

潮田様を被仰渡候ニ者御掛り御病氣にて御出勤無之ニ付

明日可罷出旨被御申渡宿江下り

五月廿日雨代書人同道ニ而裁判所江出着御届申上候午前

十一時頃御呼込ニ相成代書人同道ニ而聴訟江入御掛り様を

早速御呼立無之ニ付十二時頃奉申上候久保村江戸長へ

行取調書受取持参仕則調書御掛り様江奉差上尚

戸長ニ而取調呉候得共何分判然致し不申印形之

義茂保右衛門名前ニ相違無与者申居候得共證書者

差出し呉不申且古證文に調印仕候旧名主江罷出

太右衛門名宛江万延二年ニ奥印仕候哉兼相尋候処

其頃太右衛門与申候義ニ者相違無之申居候得とも

是茂同様證書者差出し呉不申依田限切上茂

無抛其俣帰村仕昨朝村出立昨日着御届

申上候処明日可罷出旨被仰渡候ニ付今日着御届ケ
申上候与申上候処御掛り様被仰渡候ニ者久保村
戸長長平呼立候得者相分り可申候間呼立願之
書面差出し可申与被仰渡候左之通り

御呼出御願

上総国市原郡小草畑村

原告代言人 鳥海秀七

右奉申上候私同国同郡久保村被告人初芝
清四郎初芝太九老兩人江相懸り貸金催促之
訴御吟味中之処右兩人より私方江取置候
證文名宛印形之義ニ付被告人より不都合之儀
御申立ニ相成依之去々弘化三酉午年方已来
之戸籍人別帳持参ニ而右村戸長草野長平
被召出名前印形共御引合御調被成下度此段
奉願候以上

明治七年五月廿日 原告代言人 鳥海秀七印

代書人 田辺長四郎印

千葉裁判所長

権少判事小杉直吉殿

右之通り午後二時頃御掛り様江直々奉差上候処明後々廿三日

可罷出旨被仰渡候午後三時頃宿江下り

五月廿二日晴休廳午後六時頃為三郎殿平瀧市藏殿

上戸源藏右三人立寄委細申遣し右之もの義浜野村迄

是悲参^(マ)ル度与申当所出立致候

五月廿二日晴午前八時頃吉野平十郎池田六兵衛東京々

歸りト申来ル植野西川氏参り

五月廿三日晴午前八時頃大森村四郎右衛門殿真里谷村大沢

常吉下拙三人同道ニ而着御届ケ申上扨居候処午後

二時頃御呼込ニ付聴訟江入御掛り様々被仰候ニ者

今日未た久保村戸長参り不申ニ付明日可罷出旨

被御申渡候ニ付午後三時頃宿江下り大森村

五郎右衛門殿帰村ニ付西原江書面出ス尤も午前十時頃

出立候

五月廿四日晴午前八時頃代書人同道ニ而着御届ケ申上午後

(采書)
一清四郎七 一時頃御呼込ニ相成并被告羽原利三郎吉崎久兵衛久

太九老三 保村戸長平野長平右之者御呼込ニ相成御掛り様方

長平老 平野長平江御尋ニ者対談書奥印之儀者其方之

廿八日迄 奥印ニ候哉与被仰候処長平方申立ニ者右奥印之

日延歸村 義者一切存不申私出縣中ニ而御座候与申立候処又御掛り

様方出縣者何月何日ニ候哉与被仰候処長平方申ニ者

去暮十二月十八日出縣日数十一日之間滯留致し居

留主中之事ニ候与申立然ル処御掛り様方印形持参

ニ候ハ、引合セ可申与長平方印形差出し御掛りニて

御引合セニ相成尚仰ニ者原告人奥印者相違致

居候与仰ニ付奥印之義者是迄聊相違者無

之相心得居候殊ニ先般御席御調之時吉崎久

兵衛申立候ニ茂対談面印形之義者相違無之由

奉申上候ニ付其心得ニ而相違無之事ニ相心得居候

与奉申上候処吉崎久兵衛方申ニ者私印形ハ相違

無之与申立候得共奥印之儀者心得不申与申居候

得共御掛り様右等之儀別ニ御調無之平野

長平方江御尋二者太九老戸籍之義者如何相成

居候哉与被仰候処先般調書差遣し候通申立

尚人別戸籍帳持参候哉与被仰候処只々御差紙ニ

付不取敢出廳候趣長平右申立候処尚御掛り様

右仰二者早々書類取寄セ可申何日迄ニ取寄セ

候哉与被仰長平申上候二者来ル廿八日迄ニ取寄

出廳仕候由申立依之双方共来ル廿八日可罷出旨

被仰渡原被共宿江下り高橋紋兵衛殿

見舞来御酒出ス

五月廿五日晴午前八時頃梅松屋江行高橋紋兵衛殿ニ面

会仕初芝一件其外談事合有之彼是手間取

午前十二時頃宿江帰午後二時頃当所出立帰村

午後七時頃鶴舞江着理久江泊り

五月廿六日晴午前九時頃村方江着

廿七日

廿八日晴午前十時頃村方出立午後七時頃千葉大沢

〔朱書〕

屋江着初芝代言羽原利三郎吉崎久兵衛戸長

太四 平野長平今日着届ケ仕候由代書人長四郎殿

長二 方承り候

五月廿九日晴午前八時頃裁判所江出着御届ケ申上扣居

候得共御呼込無之ニ付午後三時頃相伺申度与存じ

聴訟口江参り候処聴訟ニ而鳥海秀七与御呼

立尚亦羽原利三郎吉崎久兵衛卜御呼立ニ付聴訟へ

入候処御掛り様相見江不申ニ付扣居其後御出席

ニ付相伺候処先程方呼立候得共相手方参り居

候得者其方相見不申其方参り居候得者相手方

不居甚タ不都合之至殊ニ今日者遅刻ニ付明朝

原被相揃可罷与御申被渡候ニ付原被共宿江下り

〔備外〕
一 夕方雨吉野氏方三松

六寛同道ニて高田屋へ

行地走ニ相成夜ニ入帰宿

五月三十日晴午前八時頃代書人同道ニ而裁判所へ出着頭

〔朱書〕
帳相附午後三時頃原被共御呼込ニ相成聴訟江

太五

入御掛り様仰二者平野長平戸籍帳持参致し候哉与御尋

長三

ニ而平野長平ハ戸籍帳差出御掛り様ニて御披見ニ相成

婦尉

然ル処太九老祖父太右衛門代之戸籍帳并ニ当

来月七日迄

代之戸籍帳持参申致保右衛門代之戸籍帳持参

致し不申依之印形引合仕候而茂引合ひ不申

就而者被告代言兩人并平野長平ハ申立候二者證

文面之印形者更ニ見覚江無之趣申立候ニ付下拙

ハ申立候二者平野長平義先般私方ハ名前

調書差遣し呉今更保右衛門名前之戸籍帳

持参致不申不都合之次第○申立御掛り様ハ仰

○祖父太右衛門之後保右衛門太右衛門ト相唱へ忝人

兩名ニ而全実父ニ相違無之ト

二者先般秀七方江名前調書差出し候義者何ハ

取調候哉与被仰候処法号ヲ見テ俗名取調差

出し候与申立候処尚御掛り様ハ仰二者利三郎久兵衛

兩人義茂證文面之印形者見覚無之候哉与御尋之

処更ニ見覚江無之趣兩人ハ申立尚利三郎方種々

原告人不実之取計らひ杯与申立剩へ上ミヲ偽り杯
与申立候ニ付上ミを偽り候次第承り度与大井ニ口論致
候処御掛り様御差留ニ付差扣へ申候然ル処御掛り
様御被仰候ニ者印形不分之義ニ候へ者原告人ニ而訴
状願下ケ致し断獄江吟味願可致与被仰依而者
被告代言ニ而不成候ニ付本人清四郎差出し可申由
久兵衛江御申付ニ相成何月迄本人差出し候哉与被仰候
久兵衛申立候ニ者来ル六月十日迄ニ与申立候処御掛り様
余り相延候ニ付其前ニ相成丈取急キ差出し可申与
被仰渡尚久兵衛御六日迄御猶豫相願度与申立候ニ付
其頃書面ヲ以可願出与被仰渡且本人罷候節者
今一応聽訟課ニて取調其上断獄江差廻し候与
被仰渡依而双方共来ル六月七日出頭可致様被
仰渡相下り午後三時頃宿江帰り其後承り候得者
原被聽訟課ヨリ相下り候後平野長平義別段
御呼込ニ相成御掛り様御厚キ御説諭有之候由ニて来ル六
月七日迄ニ保右衛門名宛有之候戸籍帳持参之上罷出候

答ニ御受申上候事ニ承り候

五月三十一日晴吉野氏米良兄池田氏双方婦村午前九時

頃高橋紋兵衛殿来ル喜免治質地出訴ニ相成候由承り

午前十時頃当所出立ニて成田山開帳江参詣ニ行

六月一日晴午後当所帰着

二日晴午前八時頃当所出立帰村

三日晴大田喜江行泉水村戸長江出性名書受取之掛合

仕則左ニ

第六大区五小区

夷隅郡泉水村

農

西部半左衛門

右之通取調候処相違無御座候以上

右村

明治七年六月三日

戸長

小高八右衛門印

小草畑村

鳥海又五郎殿

六月四日晴市野々村正作一条掛合ニ出戸長留主ニ而面会不

致候

同五日晴市野々村正作一条加判之者へ出戸長永嶋吉藏殿

江面会致候

六月六日晴午前十一時頃村方出立午後六時頃千葉旅宿へ

着致候

七日晴午前八時頃代書人同道ニて裁判所へ出ル一両日前方

御法則相立候由御門脇江官員御詰メ所相建

御門札無之而者出入出来不申由尤入門之時者左之通り

入門

上総国市原郡小草畑村

聴訟課

原告代言人 鳥海秀七

同国同郡石川村

代書人

田辺長四郎

右御門詰所江差出し又受附江出着頭帳へ姓名

記載致し其上名前書差出し腰掛へ扞居候

^(朱)一清十
御用濟迄出門者出来不申事ニ相成候午後四時頃御呼込

太六 二相成聽訟江入候処今日者被告之者共着不仕候間

長四一 明日可罷出旨御掛様を被仰渡候

六月八日晴午後前八時頃代書人同道ニ而裁判所へ出午後二時頃

原被共御呼込ニ相成下拙并代書人田辺長四郎初芝清

四郎平野長平羽原利三郎吉崎久兵衛代書人小倉文蔵

右七人之者聽訟江入御掛り様を御尋ニ者平野長平義者

戸籍帳持參致し候哉与被仰候処長平を戸籍帳差出し

御掛り様ニ而御調ニ相成保右衛門与記載調印有之御掛様

を仰ニ者此印形者秀七證文之印形与引合ひ候哉

被仰候ニ付初芝太右衛門実印ニ相違無之与申上則

證文差出し入御覽ニ候処御引合せニ相成御掛り様之

仰ニ者此調印者證文面之調印与同印ニ相違有之間

敷ト被告之者并戸長江被仰候処平野長平

申立候ニ者保右衛門之印形ニ相違無之与申立又

御掛り様を仰ニ者保右衛門実印則太右衛門実印ニ

相違有間敷ト被仰候処長平を申立候ニ者太右衛門保

右衛門耆人両銘之義者無之ト申立又御掛り様を仰ニ者清四郎へ

御尋ニ者其方義本人歟与御尋ニ相成候処本人ト申立候処
其方者父保右衛門之印形何故所持致し居候哉与御尋之
処保右衛門代替ニ相成印形不用ニ相成居私方ニ参り居
一時之心得違ヲ以太右衛門之名前ヲ偽り宅ニ有合居候
印形ニ付相用候義ニ相違無之与申立尚御掛り様方仰ニハ
其印形者其方所持有之候哉与被仰候処宅ニ者有之
候趣申立然ル処引続キ羽原利三郎方申立ニ者右
保右衛門印形者不用ニ相成居故紛失致し候義茂不心
付此程太九老宅相尋候而茂更ニ見当り不申然ル処
清四郎方ニ有之由今般相分り依而者全ク清四郎方
申上候通り一時之心得違ヲ以謀印ニ相違無之依而之
私方江引合之義者今般限りニ而御免蒙り度
与申上候処御掛り様仰ニ者右之申立ニ而者断獄江差廻し
可申依而断獄之吟味ニ相成候而者代言ニ而者相成不申
太九老本人江引合相付キ可申又清四郎江仰ニ者
其方全ク太右衛門之名前ヲ偽り謀判ニ相違無之哉与
被仰候処清四郎方申立ニ者仰之通り相違無之与申立

候処御掛り様を仰二者清四郎を全ク謀判ト申立候上者
無抛義ニ付訴状願下ケ致し断獄江吟味願可致与

下拙方へ被仰渡候ニ付先般太九老を申立候二者太右
衛門義者弘化四年ニ死亡其後太右衛門ト申名目者

無之趣判然与申立候ニ相違無之与申立候処御掛り様
仰ニ茂夫ニ相違無之与仰ニ付太右衛門保右衛門ト申者

忝人両名ニ相唱へ候義ニ候得者此段御取調べ相願度
申立候処羽原利三郎を申立候二者原告人ニ而先般平

藏村役人名宛之差出し右書付ニ扣船宿太右衛門与記載調印
有之候得共其頃保右衛門方ニて船渡世者致不申殊ニ太

右衛門ト記載調印致し候義者無之是茂同様清四郎
ニて謀印ヲ以取計らひ候義ニ相違無之与申立候処又

御掛り様を仰二者羽原利三郎吉崎久兵衛平野長平
銘々始末書ヲ以明日可申立与被仰渡原告人之義者

明後十日ニ可罷出与被仰渡候原被共右之御受仕相下り
午後四時頃宿江歸り

(備外)
一月出村字鶴舞嘉右衛門帰村之由ニ付

書面差出し尚威銃願之雛形

加封致宅江届ル

六月九日晴泉水村半左衛門一条訴状出来ニ相成候迄

相待居午前十一時頃出来ニ付直様代書人同道ニ而裁判所へ

出御門江御届ケ受附罷出候処刻限相後レ候ニ付御採用ニ

相成不申受附出出門札被下十二時頃宿江帰り

縣廳江火附致し候者永田方客ト申者断罪ニ成ル

六月十日晴午前八時頃代書人同道ニ而裁判所江出午後二時

頃御呼込ニ相成聴訟江入御掛り様御繁多ニて漸午後四時頃

被告之者不参ニ付相伺候処御掛り様方仰ニ者明日三人之

者始末書差出し候向ニ而者無抛義ニ付断獄江吟味

願可致与仰ニ付太右衛門名宛之証拠物判然ニ相分

候上者速ニ返済方太九老江御申被渡間敷候哉与相伺候処

御掛り様ノ仰ニ者判然致し候上者返済申付候事可相成候

与仰ニ付忝人兩銘之義取調候得者判然致し可申義ニ

無相違与申上候処今一応証拠物取調可罷出与被仰

渡相下り夜ニ入少雨ふり

六月十一日少々雨ドンタク市野々村正作訴状代書人江相頼為認メ

明治七年六月十二日

質地代金請取訴状

上総国市原郡小草畑村

原告代言人 鳥海秀七

上総国市原郡小草畑村

農

^(米世)
一三千三百六号」
質地代金請取訴

原告代言人 鳥海秀七

同国埴生郡市野々村

被告人 横山正作

文久二戌三月質地ニ預り置

一金三拾六円也

明治二年巳二月期限

字さかしや川

入附米拾貳俵壹斗五升

此質地下田五畝拾五歩

内三俵二斗四升五合御年貢

残八俵三斗五合作徳米

此證文左之通

相渡申質地證文之事

神尾鈴太郎様御高之内

字さかしや川

入附米拾貳俵壹斗五升

一下田貳反五畝拾五歩

内三俵二斗四升五合御年貢

残八俵三斗五合作徳米

御水帳ノ引合反別相違無御座候

右者私義去ル酉御年貢御未進上納金ニ差詰り

貴殿江達而御無心申入書面之田地質地ニ相渡金

子三拾六両只今慥ニ受取御未進御上納申処実正

也右地面之儀者今般双方立合之上質地ニ相渡

申候上者脇を少茂出入構無御座候若萬一六ヶ敷

申もの有之候ハ、加判之我等何方迄茂罷出急度

申訳仕貴殿江少茂御苦勞相掛ケ申間敷候但し

年季之儀者当戌年を来ル巳年二月迄本

年七ヶ年季ニ相定年限相立候ハ、右之元

金ヲ以受戻し可申候若受返し候義相成兼

候ハ、此證文ヲ以質流地ニ可仕筈然ル上者御勝

手次第ニ御取計らひ可被成候

御年貢諸役等之儀者御役所^(マ)御割附之

之通り貴殿方ニ而御上納御勤可被成候為後日

質地證文依而如件

市野々村

質地主

文久二戌年三月日

正作印

受人組合代

源五右衛門印

口入人

三重郎印

名主

久右衛門印

小草畑村

又右衛門殿

右原告代言人鳥海秀七奉申上候前書證文ヲ以

文久二年^ろ七ヶ年季之質地ニ預り置候処期

限ニ相成候而茂田地受戻し呉不申殊ニ去七月

限り質地證文之儀者御布達ニ基き早々
書換地券證共相渡候其地所受戻し候共
埒明呉候様度々掛合候而茂不相分無拋御
訴訟奉申上候何卒出格之以

御仁恤被告人横山正作被召出合金速ニ相
渡呉候様対決之御裁判奉願上候以上

右村

農

明治七年六月十二日

原告代言人 鳥海秀七印

市原郡石川村

代書人

田辺長四郎印

前書之義私方御願可申上筈ニ御座候処病氣ニ

付鳥海秀七代言ニ相頼於然者鳥海秀

七方申上候事柄并御受申上候事柄共後日ニ至リ

私方異儀申上間敷候依而之奥印仕候以上

上総国市原郡小草畑村

農

明治七年六月十二日 原告人 鳥海又五郎

千葉裁判所長

権少判事小杉直吉殿

如此訴出ル条和解ニ不至候

ハ、来ル二十日午前第八時答

書持參可致者也

明治七年六月十三日

千葉裁判所

埴生郡市野々村

被告人 横山庄作

右代書人

上総国市原郡小草畑村

農

^(朱書)
「三千三百五号」

原告代言人 鳥海秀七

小作米滞催促之訴

同国市埴生郡市野々村

農

被告人

野口与惣兵衛

農

被告人

横山正作

一米八石五斗壹升九合六勺

明治三年の四ヶ年附米

明治六酉年迄

此證文左之如シ

相渡申小作證文之事

字さかしや川

入附米拾式俵壹斗五升

下田式反五畝拾五歩

内三俵式升六勺定り

五俵壹斗式升九合九勺

三俵式斗四升四合御年貢

右之田地我等勝手ニ相成申候ニ付貴殿江達而

御無心申入当戌年の来辰年(すなはち)迄七ヶ年之

間小作仕候筈ニ相定申候然ル上者旱水塩

風如何様之不作ニ御座候共田場無見分加印

之我等引受不^{（不）}抱^{（不）}豊凶年壹ヶ年ニ米五俵

壹斗貳升九合九勺宛年々十一月限り貴殿

方江附送聊御無心ヶ間敷儀申間敷候

萬^{（万）}小作米滞有之候ハ、加印之私共弁

濟致し貴殿江御損毛相掛申間敷候為後日

小作證文依而如件

市野々村

小作人

文久二年戌三月日

与惣兵衛印

同

正作印

受人

源五右衛門印

組頭

友右衛門印

小草畑村

又右衛門殿

右原告代言人鳥海秀七奉申上候前書證文ヲ

取置田地入置申候処四ヶ年作米滞ニ

相^マ相^マ成^マ催促取詰候得共濟方之目的

不相分無余儀奉訴訟候何卒被告人野口

与惣兵衛横山正作被召出前書滞米濟

方ニ相成候様御裁断被成下度奉願上候以上

上総国市原郡小草畑村

農

明治七年六月十二日 原告代言人 鳥海秀七印

市原郡石川村

商

代書人 田辺長四郎印

右同文言

農

原告人 鳥海又五郎印

来ル二十日御差日

埴生郡市野々村

被告人 野口与惣兵衛

付卷人

右代書人

上総国市原郡小草畑村

^(朱書)
一潮田様御掛り

農

明治七年三千三百七号 原告代言人 鳥海秀七

給金取戻之訴 同国夷隅郡泉水村

農

被告人 西部半左衛門

一金拾五円也 明治七年四月六日貸渡ス

明治八年三月二日迄十一ヶ月約定

此受状左之通り

奉公人受状

此西部半左衛門与申男慥成者ニ御座候ニ付我等

受人ニ相立当明治七年四月より明治

八年三月二日迄十一ヶ月之間御給金拾五円ニ相

定只今慥ニ受取申処実正也然ル上者

奉公中大切ニ相勤御家法為相背間

敷候若奉公中長煩致し永々御暇被下

候節者人代り成共御給金日割勘定共

貴殿御差回数次第急度差出し可申候若シ

又勤中心得違ヲ以欠落いたし候歟□ハ何

様之不奉公勝手之取計ひヲ以永々暇相願候節ハ

御給金人代之内貴殿方御差回数次第差出

可申候依之引受人立入受□入置申処

如件

泉水村

奉公人

明治七年四月六日

西部半左衛門印

受人親類惣代

西部平八印

受人組合惣代

岩瀬伊兵衛印

小草畑村

鳥海又五郎殿

前書之通相違無之ニ付奥印致候□□^(以上)

右村

戸長

小高八郎左衛門印

右原告代言人鳥海秀七奉申上候前書請状

ヲ以当明治七年四月六日ヨリ来八年三

月二日迄十一ヶ月之間奉公ニ抱置候処本人

病氣申紛引越延月ニ相成殊ニ農業繁

多田地耕之折柄ニ付右給金返済致し呉候様

及掛合候処全ク病氣与偽り候儀ニ「」

与申出候処自佯苦情申居候ニ付性名書取之

奉出願候何卒出格之以 御仁恤ヲ右被告人

西部半左衛門被召出右給金返済ニ相成候様

対決之御裁断奉願上候以上

右村

明治七年六月十二日 原告代言人 鳥海秀七印

市原郡石川村

代書人 田辺長四郎印

前書之儀私方御願可申上筈ニ御座候処病

氣ニ付鳥海秀七代言ニ相頼於然ニ者鳥海

秀七方申上候事柄并御受申上候事柄共後日

ニ至り私方異儀申上間敷候依之奥印仕候以上

上総国市原郡小草畑村

農

明治七年六月十二日 原告人 鳥海又五郎印

千葉裁判所長

権少判事小杉直吉殿

如此訴出ル条和解ニ不至候ハ、来ル

二十日午前第八時答書持参可

致者也

明治七年六月十三日

千葉裁判所

夷隅郡泉水村

被告人 西部半左衛門

右代書人

六月十二日晴午前八時頃裁判所出代書人同道ニ而右

一清十一^(案)三通之訴状出シ腰掛ケニ扣居候処直ニ御呼込ニ付

太七 受附江罷出候処磯野様方仰ニ者奉公人申称者

長五 昨年中兼而御布告ニ而廃止ニ相成居候ニ付御訴

状者採用不相成様被御申渡尚以来奉公人之義ハ

雇ヒト相成依而壹ヶ年雇ヒ弐ヶ年雇ヒ申事

ニ相成候与被申渡候得共押而右願ヒ候処

訴状御預リニ相成初芝一件午後二時頃御呼込ニ相

成被告人初芝清四郎平野長平吉崎久兵衛外ニ

代書人小倉文藏メ四人下拙并ニ代書人都合六人ニ而聴

訟江入御掛り様方下拙方へ仰ニ者先般證拠物取調べ

可罷出様申聞置候処持参候哉与仰ニ付外ニ持参
不仕候而茂先般持参之内平蔵村切穀之一札江太右
衛門与記載調印之義清四郎之偽り候義ニ相違無之
与羽原利三郎ハ申立尚清四郎ハ茂右ニ相違無之与申立
候得共此義者全ク左様之義者無之既ニ其砌同渡世之
者ニ而五井村長右衛門与申者連印有之ニ付同人此程
当所江参り居候間此者御呼立之上御調被下候得者右
太右衛門名宛之義判然ニ相分り可申与存候与申立候処
御掛り様ハ仰ニ者右等之義ニ候ハ、右長右衛門ト申者是江
連参り可申与被仰候ニ付代書人速ニ参り早速連レ来
江候処御掛り様ハ長右衛門江仰ニ者其方呼寄セ候義者鳥海
秀七ハ初芝清四郎へ相抱り候義ニ付本證文太右衛門名宛
之義不分明之義有之其方江相尋候義者此書附江連
印有之義者覚有之哉与御掛り様ハ平蔵村名宛之
書付長右衛門江相見セ候へ者長右衛門申ニ者私之調印ニ
相違無之与申立候処御掛り様ハ仰ニ者其砌久保村

(以下、乱丁)

第六大区五小区

夷隅郡泉水村

農

西部半左衛門

右之通取調候処相違無御座候以上

右村

明治七年六月三日

戸長 小高八左衛門^⑩

小草畑村

鳥海又五郎殿

(付箋)
一潮田

三千三百五号[△]

小草畑村

三千三百七号迄

鳥海秀七[」]

和銃威御願

第何大区何小区

何国何郡何村

第何拾何番屋敷居住

農

苗字何之誰

当何十何年何ヶ月

和銃志挺

長サ台尻迄何尺何寸

玉目何匁何分

右村戸長何ノ誰奉申上候一体私村方之儀者山間之

僻地在付猪鹿猿等多分ニ付田畑作物も喰荒シ

甚々難渋仕候ニ付前書名前之者共従来和銃

所持罷在候ニ付空砲威打仕耕作安堵し収納

仕度奉存候間依之御免許御鑑札御下ケ

渡し被成下度此段奉願上候以上

右村

戸長

年号月日

副戸長

①
本日御聞届ケ之上者御規則之条堅相守
可申候此段下紙ヲ以申上候以上

(乱丁ここまで)

太右衛門与申候ニ相違無之哉又太右衛門ト申者ト同席ニて
連印致候哉太右衛門ト申者太九老之ためニ者何ニ
相当り候者哉与御尋ニ相成候処長右衛門ガ申立候ニ者
右書付之義者先キ々々調印ニ相成私方へ相廻り参り候間
調印仕候得共耽ト太右衛門之義者存じ不申与御答
申上候処御掛り様ガ嚴重之御利解ニて又々長右衛門ガ
申立候ニ者年来久保村太右衛門義同渡世ニ而当代
太九老之実父之代迄ハ太右衛門ト申取引致し居候儀

相違無之ト申立候処御掛り様ハ戸籍帳保右衛門ト有
之候義者覺有之哉与御尋之処戸籍之義者更ニ

存ジ不申剩保右衛門与申義者従来取引致し候得共

承り不申与申立候処右之趣書面ニ致し可差出与御掛り

様ハ被仰渡候又慶応三年卯三月連印ヲ以御取締

木村信一郎様へ書上候書付御掛り様江差出し候処被

告之者へ此書付ニ太右衛門与相記し調印有之分者

覺有之哉与御尋之処是茂同様清四郎之偽リニ

相違無之与羽原利三郎ハ申立依而之御掛り様ハ

仰ニ者御取締江書上候書付并平藏村名宛之

書付江太右衛門与記載有之義偽り候義ニ相違無之

与始末書ニ致し可差出し可申与被仰渡双方共腰

掛ケ江相下り五井村長右衛門ハ始末書左之通り

上総国市原郡五井村

長右衛門事

矢嶋徳三郎

右奉申上候上総国市原郡小草畑村鳥海秀七ハ

同国同郡久保村初芝太九老清四郎へ相掛候

事件ニ付名前不明之義有之候処先般私

連印書ニ久保村太右衛門卜記載有之右者私

義同渡世ニ而従来取引致し居候得共太右衛門卜

而已相心得取引仕候ニ相違無之戸籍之義者更ニ

存じ不申候右御尋ニ付此段奉申上候以上

右

明治七年六月十二日 引合人 矢嶋徳三郎印

市原郡石川村

代書人 田辺長四郎印

千葉裁判所長

権少判事小杉直吉殿

右之通矢嶋徳三郎を申立ニ相成清四郎方ニ而者始末書

今日間ニ合ひ不申御掛り様明朝迄猶豫相願候よしニて

午後四時頃原被共相下り

六月十三日晴午前八時頃代書人同道ニ而裁判所へ出午後一時頃

原被共相来候ニ付双方共聴訟江入候処御掛り様を仰ニ者

清四郎方始末書差出し候上者聽訟之調ハ是迄之
義ニテ判事之直調ニ可相成候間明後十五日原被共
中之口白洲ニ相成候間左ニ可心得被申渡相下り午後
三時頃奥書御下ケニ付御呼込ニ相成市野村泉水村
御受書左之通り

奉差上御受書之事

上総国市原郡小草畑村

原告代言人 鳥海秀七

右奉申上候同国埴生郡市野々村横山正作

野口与惣兵衛同国夷隅郡泉水村西部

半左衛門江相掛り質地金受取之訴小作米滞催促之

訴給金取戻し之訴右御奥書御下ケ渡しニ相成

難有仕合ニ奉存候然ル上者御差日前ニ和解

不至候ハ、来ル二十日午前第八時迄被告人江

答書為致持参原被共来ル二十日午前第八時

迄ニ原被共着御届ケ可奉申上候依之御受書

奉差上候以上

右

明治七年六月十三日 原告代言人 鳥海秀七印

市原郡石川村

代書人 田辺長四郎印

千葉裁判所長

権少判事小杉直吉殿

右之通御受書奉差上三通之御奥書御下ニ相成

午後三時頃宿江下り飛脚相頼置古敷谷村

大野庄藏義飛脚頭鈴木庄吉方へ申談事候処

他出ニ付帰宿次第其旅宿迄差遣し可申様申居

夜ニ入雨ニて大風

六月十四日晴風早朝飛脚差立奥書之

封じ左之通り

千葉町

大沢庄平旅宿

市原郡小草畑村

御奥書在中

(朱書)
「式通共老封ニ致し」

埴生郡市野々村

正副戸長御中

鳥海秀七

御奥書在中

千葉町

大沢庄平

旅宿

小草畑村 鳥海秀七

夷隅郡泉水村

正副戸長御中

右式通共老封ニ致し左之通り

記

一奥印御封書

老封

右之通髓ニ受取申候以上

第六大区五小区

上総国夷隅郡

明治七年六月十四五日

泉水邨

副戸長

勝田清右衛門[㊟]

小草畑村

鳥海秀七殿

記

一市野々村行

奥書 式通

右之通髓ニ受取早々

宿元方^(マコ)訴成共持参

右村役人江相渡拝見書

受取置可申候以上

戌

六月十五日

鳥海又五郎[㊟]

千葉町大沢屋宿ニ而

鳥海秀七殿

右之通り壺封ニ致し十四日早朝飛脚頭鈴木庄吉殿宿江受取ニ来候ニ付相渡ス午前十時頃高橋紋兵衛殿鳥海弥市殿来ル今日帰村之由ニ候

□月十五日晴南ニて大風午前八時頃代書人同道ニて裁判所へ出ル午後

原被御呼込ニ相成り名前左之通り鳥海秀七初芝清四郎

羽原利三郎吉崎久兵衛両代書人右六人聴訟江入御掛り

様方私方へ仰ニ者判事江茂相伺候処一旦清四郎方之

キマリ如何とも相付ケ不申候而者相成らぬ事ニ付対談

面ニ基キ候方他事無之趣被申聞候ニ付私方申立候者

〔対談證之義者證文認メ中之対談而已ニて候得者

違約ニ相成證文認メ呉不申上者対談證之義者反古ニ相成

候義与相心得殊ニ本證文者返却不仕候得者本證文江基キ

至当之義ニ相心得申候与申立尚本證文印形之義者見覚

無之与太九老方申立是茂判然ニ相分り名前之義茂取調

候上者判然致し可申与存候依而御調之上判然致し候上ハ
太九老実父ニ相違無之候へ者太九老方へ返濟方御申
付被下置度与申立候処御掛り様方仰ニ者乍去一旦
清四郎ト承知之上対談致し殊ニ対談面ヲ以出願致し
候上者対談面ニ基キ候方他事無之ニ付其旨相心得
可申与被仰尚清四郎方へ仰ニ者早々濟方可致ト被
仰候処清四郎方申立候ニ者身代限りヲ以濟方
致し度ト申立候ニ付私方申立候者対談面ニ基キ
候義ニ候へ者田畑合十四筆之地券状者私方江預り置
候処対談違約ニ付大切之御證券故本家太九老
相預ケ置預り證等茂受取置候得者右地面之義者私
方江相渡し呉候様相願度ト申立候処御掛り様方仰ニ者
預り書之義御尋ニ付差出し候処太九老代言江相見セ
相違ハ無之哉与御尋之処相違無之趣申立然ル処
身代限り申義ニ者相成不申右十四筆之田畑入札
拂ひニ致し其代金十兩ニ相成候哉又者千兩ニ相成候
哉壹万兩ニ相成候哉相分不申内々身代限りト申義者

不都合之分只々身代限りさへ差出し候得者宜敷事ニ
思ひ込ミ候而者相成らぬト御利解有之尚被仰候ニ者
十四筆之地所入札拂ニ致し賣出し過金有之上者
清四郎方へ受取候事ニ相成可申又不足金ニ相成候
上者身代限りヲ以茂秀七方へ返済方可致被仰
渡候ニ付十四筆之地所入札拂之受書原被連印
ヲ以奉差上心得ニ而原被共腰掛ケ江相下り被告方
ニ而書面認メ来り候筈ニて追々時刻相移り候ニ付催促
代書ニ差支有之ニ付暫時相待具候杯与彼是申居
候内刻限切ニ相成御掛り様方御引ケニ相成候ニ付被告
方御掛り様江御届ケ申上候筈ニ付午後四時之頃被告
江相断り宿江帰り尚今日聴訟ニ而羽原利三郎
方申立候者事実相分り対談面ニ基キ濟方ニ
相成候上者太九老并平野長平方へ引合入費之義
者原告方差出し具至当之事ニ相心得候間此段
原告人江被御申聞被下度ト申立候処御掛り様之
仰ニ者其儀者原告申付候義ニ者不相成其方并ニ

戸長江茂清四郎方引合相付キ候義ニ候得者清四郎
方出金ニ相成可申若原告江申付能事ニ至リ候得者

此方申付候間其方苦情申立ニも及び不申卜御申付
られ然ル処又利三郎申立候者私并平野長平

義者ケ様相成候上ニ者帰村致し度与申上候処夫者相成
不申まだ此上何様之用向有之哉茂難計依テ

両三日者帰村之義者相成らぬ卜御申付られ候
右者念之ため扣置なり午後五時頃山小川齊藤

半十郎殿見舞トして来ルむし菓子一折持参受納仕候
夕刻風止少々雨ふり

○月十六日曇又晴午前十時頃山小川齊藤半十郎殿昼
立ニて帰村之由(マ)ニて宿江被相尋書状相頼

○七日晴午前八時頃代書人同道ニて裁判所へ出ル去ル十五日
御掛り様方被仰聞候義茂有之ニ付被告人清四郎方方

八 認メ来リ候書面左之通り

六 市原郡久保村

被告人 初芝清四郎

右者同郡小草畑村鳥海秀七ら相掛り貸金

催促之事件御吟味中之処厚御利解之趣

ヲ以来ル廿七日迄同人方江先般書入之品々取調

書上方仕度依之来ル廿七日迄御日延願上度

原告人鳥海秀七与約定仕候

明治七年六月十七日

初芝清四郎印

千葉郡寒川村

代書人 小倉文蔵印

前書被告人初清四郎(マ)申上候通り来ル廿七日

迄日延約定仕候ニ付対決之御裁断御

猶豫奉願上候

市原郡小草畑村

原告代言人 鳥海秀七印

同郡石川村

代書人 田辺長四郎印

千葉裁判所長

権少判事小杉直吉殿

右之通り認来り候ニ付調印仕午後一時頃原被共代書人同道

ニ而聴訟へ入御掛り様へ差出し候処御掛り様を仰ニ者此書面之

向ニ而者上ミを差図致し候様ニ相成居候得共上ミを

差図者致し不申依而相對示談之上引当之品々

取調中日延願之義ニ候ハ、原被連印之義ニ付聞届

可申候得共左無之者不都合之由にて日延書御下ケニ相成

尚御掛り様を仰ニ者引当之品取調書上度ト有之義者

不都合之由被仰原被共相下り又々腰掛ケにて清四郎方ニテ

書面認直し相對示談日延之向ニ致し参り候ニ付前認

之調印之処切抜キ受取相對日延之義ハ代書人江相

談之上取計可申与相断り日延書預り置其後又々

申来り候ニ付相對日延之義者不承知之趣相断り

日延書之義者代書人小倉文蔵方江差戻「」候午後

三時頃御掛り様へ相對日延之義者不都合ニ付明日奉申上

度ト申上置宿江下り

〔六〕月十八日晴初芝一件断獄へ御吟味願積りニ相究就而者村

〔朱書〕十三 役人差添無之而者不都合ニ付今朝村方江飛脚

九
立ル午前九時頃代書人田辺長四郎代高橋貞治郎同道にて

裁判所江出ル

断獄御廻し願書左之通り

上総国市原郡小草畑村

原告代言人 鳥海秀七

右奉申上候同国同郡久保村初芝太九老同清

四郎兩人江相掛り貸金催促之儀訴出候処

本年三月廿二日御差日之御状御下ケ渡りニ相成

被告人ハ答書差上御席之後「」吟味

中之処太右衛門名宛且者印形之義ニ付被告

人ハ不都合之儀御申立ニ相成候ニ付此上断獄

御廳江御廻し被成下置嚴重之御吟味奉

受度此段奉願上候以上

右

明治七年六月十八日 原告代言人 鳥海秀七印

市原郡石川村

代書人 田辺長四郎印

千葉裁判所長

権少判事小杉直吉殿

右之通認メ奉差上扣居候処午後二時頃御呼込ニ相成
聴訟へ入居候処跡ハ羽原利三郎吉崎久兵衛兩人

「聴訟江入羽原利三郎ハ申立候ニ者答書□下ケ被成

下候様相願度ト申立候処御掛り様ハ仰ニ者答書斗り

下ケテ何之ためニ可相成哉原告人ト示談之上連印ヲ以

下ケ候義ニ候ハ、勿論ト被仰候処是々ニ事実相

分り候上者答書者御下ニ相成可然ト存じ殊ニ

「太九老分者肩拔ニ相成候上者私義茂婦村仕度

就而者本人方江濟方のみやげニ致し度ト申候処

御掛り様ハ仰ニ者太九老肩拔ケト申義者更ニ

無之素々其方江相掛り候義ハ出来致し候事件ニ付

殊ニ原告ハ断獄之御吟味願致し度ト断獄

課江差廻し願書茂差出し有之候得者まだ

何レニ相成哉難計ト被仰候然ル処利三郎ハ

私江押而申立御掛り様ハ種々御利解ニて明日

可罷出ト被仰聞腰掛ケ江相下リ候か其跡ニ而
私ハ御掛リ様江断獄御廻シ之義相伺ヒ候処何レ

伺之上申聞候間明日可罷出様御申「」候ニ付

御門札相願宿江下リ 今朝訴状認相頼置

今午前羽原利三郎ハ申ニ者最早事実相分リ

候ニ付本證文太九老名之分者返却致シ呉候歟

又者二重願立致シ一言之申訳無之ト申證書差紙

呉候共両様之内取計らヒ呉候様申ニ付何れ

代書人江茂談事之上挨拶可致ト申置候処

其後又々催促ニ付拙々上ミ江茂伺ヒ等茂差出シ

置候間否相伺次第挨拶茂可仕与申置候処羽

原利三郎之申ニ者殊之外悪口雜言ニ付何様

申候而茂差当リ證文返却茂出来不申又證書

差入候義者相断リ申候

〇^(六)月十九日晴午前八時頃代書人同道ニて裁判所へ出ル

脇屋様御掛り

市原郡久保村被告人

初芝太九老初芝清四郎

兩人江相掛り事件断獄

御應江御差廻し奉願置

候御伺

六月十九日

右之通差出し扣居候処午後二時頃御呼込ニ相成り

原被共聴訟へ入候処本人清四郎者参り居候哉ト

御掛り様を御尋之処本日者病氣ニ付寒川村

宿ニ罷居候由申立又御掛り様を仰ニ者夫ならハ

代言ニ而も宜敷候間原被共腰掛ニ扣居可申

中白洲御席与相成候間追而呼込迄腰掛江

扣居可申与被仰付相下り扣居候処間茂なく

烏海秀七代書人羽原利三郎吉崎久兵衛代書人右

五人之もの大急ニて御呼込ニ相成中之口へ入扣居候処御掛り様

を仰ニ者今日刻限相後レ候ニ付明日可罷出ト

被仰原被共宿江下り

□月廿日晴午前八時頃代書人同道ニて裁判所へ出ル

〔案〕
十四

潮田様御掛り

上総国夷隅郡泉水村

十一 御奥書御返上

被告人 西部半左衛門

濟口 差上

代書人 高橋貞治郎

市原郡小草畑村

原告代言人 鳥海秀七

代書人 田辺長四郎

六月廿日

宿大沢庄平

奉差上濟口證文之事

上総国夷隅郡泉水村

給金差戻之訴

農

濟口之答

被告人 西部半左衛門

右者上総国市原郡小草畑村原告代言人鳥海

秀七に給金取戻し之儀訴出候ニ付本用

廿日御呼出し之御奥書拜見承知奉畏原

告人と熟議濟方仕候趣奉申上候

一御願高金拾五円

原告人江相渡ス

一 訴訟人費金壹円

原告人江相渡ス

不足分原告人ニテ

勘弁

右

明治七年六月廿日

西部半左衛門

望陀郡真里谷村

高橋貞治郎印

前書被告人西部半左衛門ヲ奉申上候通り

熟義濟方仕候ニ付此上対決之御裁断

不奉受候以上

上総国市原郡小草畑村

原告代言人 鳥海秀七印

市原郡石川村

代書人 田辺長四郎印

千葉裁判所長

権少判事小杉直吉殿

右者昨十九日午前十二時頃西部半左衛門ニ被相頼候由ニテ

刈谷村丸山惣吉ト申者裁判所腰掛ケ江参り
被入申候ニ者当人参り□難キ候ニ付私義茂身内
之事故無余儀罷出候間何卒御勘弁之濟方相願
度申由呉々被入申且惣吉ガ申ニ者当人義金三
両三分持参致し跡者證文ニ致し御勘弁相願度
由申居候得共私ニて者右様勝手之義茂申上兼候
間事実承り糺し候処全ク借用之分ハ金五両
ニ相違無之由ニ付私ニて金壹両壹分丈ケ者弁金
仕候間御災難ト思召御勘弁御聞濟之程相願度
半左衛門義素々不実取計ひ等茂有之ニ付今般
之義者□方親類并村役人迄ニ茂見者(マ)されおり
候義ニ候へ者右申上候金子ニて御聞濟無之者
無抛御所置を蒙り候而茂差構ひ申もの者
無之依而尅人相助り候義ニ付私義も手銭ヲ持出シ
相願ひ候ニ付御尊宅之義御高名ニ承り居候付
御無利之義ニ者候得共早々御勘弁相願度□(宜)
く被入申代書人立入種被相歎無余儀掛合(マ)

詰之上入費ニ構へなく金六兩式分ニ対談行届
前書之通済方示談仕候

午前十時頃原被共中之口白洲江御呼込ニ相成
候名前左之通り

鳥海秀七田辺長四郎羽原利三郎吉崎久兵衛小
倉文蔵右五人ニ而中白洲江入御掛り様御立合
御前調之判事様被仰候ニ者原告人證拠物

差出せよと仰に付證文差出し候処羽原利三郎へ
被仰候ニ者證文ニ記載有之太右衛門ト申者

太九老之ためニ者何ニ相当候哉ト御尋之処羽
原申立ハ太九老祖父ニ相当候ト申立又判事様
カ此印形ハ太右衛門之実印ニ有之歟ト御尋之

処又羽原申立太右衛門ノ印形ト者相違致し居候
由申立候処又判事様カ仰ニ者太九老之家に此
印形相用居候者有之哉ト御尋之処保右衛門

ト申者之印形ニ相違無之ト申立候処保右衛門ト
申者者太九老之ためニ者何ニ相当り候哉ト御尋

ニ相成候処羽原ハ申立ニ者太九老実父ニ相違
無之与申立候処又判事様ハ急度相違無之哉与
御念酌之処羽原ハ相違無之ト申立然ル処
判事様ニ而右之段御書留ニ相成又判事様ハ仰ニハ
原告人鳥海秀七一月十日初芝清四郎ハ相掛り
貸金催促之事件訴出尚四月廿九日太九老江
相掛り訴出之事件者右一月十日訴出之事件与
連合致し居候事件無之哉与御尋ニ付下拙ハ
申上候者一月十日御訴訟申上候内之金ニ者相違
無之候得共右対談面之辺り者被告人清四郎ニテ
行届不申由ニ付無余儀元證文面江基濟方
濟證ニ致し度申ニ付別段訴状相認メ訴出候義ニ
相違無之ト申立候処判事様ハ仰ニ者右之趣
證拠有之哉与仰ニ付證拠者無之候得とも
右申上候通り無相違ト申立候処被告人者ト
にかく当裁判（マ）鑑を何ト心得テ偽り候哉忒重之
出願致し候義者能イト思ふ歟悪シイト思ふ歟勘弁

致シテ見ヨト大音ニテ嚴重ニ被仰聞残念ニテ

何ト茂可申上様無之ニ付暫時無言ニテ頭ヲ下ケ

居候処（滞留之）後（滞留之）禁示（滞留之）官員參サア何ントカ申上ロト

聲ヲ被掛候ニ付乍恐申上奉リマス其時々御掛り様へ

御伺申上太九老方へ御奥書相願候ト申上候処

判事様（御掛り様）御掛り様へ其様成事申付候事有之哉与

御尋之処御掛り様ニテハ左様成事ハ更々無之由御申

居候処判事様ニテ茂其様成事ハ可有義無之ト

御申居候ニ付弥下拙方之不都合ニ相成此情理相立

申ニ者御掛り様ヲ相手取司法省迄茂出訴致し不申ハ

事實相分り不申第一何程入費相掛候哉も難計

ト相心得胸中ニテハ泣ながら恐入マシタト申上候処

恐入候ハ、受書可差出ト（被）□仰則左之通り

市原郡小草畑村

原告代言人 鳥海秀七

右者私義同国同郡久保村初芝清四郎江

相掛り貸金催促之義ニ付本年一月十日

訴出御吟味中之処当四月廿九日初芝

太九老江相掛り式重之奉出願候ニ付蒙御差

当^(マ)ヲ奉恐入候依^{〔此ハ聯ニテ入ル〕}之訴状御下奉願候

右村

明治七年六月廿日 原告代言人 鳥海秀七印

市原郡石川村

代書人 田辺長次郎印

右之通判事様ノ御席前ニテ相認メ差上申候処判事

様之仰ニ者是デ宜し又仰ニ者原告人此金□

取テ遣し候乍去木ニ譬ヘテ見テ茂モト木壺本

ニテ枝分九本茂十本茂有之モ枝壺本江かたれハ

枝かぎりならでハ受取ニ相成申間敷依テ対談ヲ

以出願致し候義者どこ迄茂不都ニ相成候間左ニ相心得^(合次之)

可申与御申被聞尚仰ニ者太九老ハ身代ガ宜イ

ダロウ清四郎ハ取物茂ナイダロウト被仰尚

追々取調ルニ依テ今日者相下り可申ト被仰聞

原被共相下り午後三時頃宿江帰り夜ニ入雨

○月廿一日休廳前夜（六）の大（五）雨

○二日晴午前八時頃代書人同道ニ而裁判所へ出ル午前十

時頃御呼込ニ相成聽訟へ入跡（兼書）ハ羽原利三郎吉

崎久兵衛御呼込ニ相成御掛り様ハ羽原江仰ニ者

「一」一昨日御席ニおゐて原告人江訴状差戻

「二」成候ニ付利三郎義婦村致しテヨロシ追而御

用之節者呼出し可申与被仰候処利三郎申立

ニ者左様御座候へ者最早曲直相分り候ニ付

御規則之入費者原告人ハ差出し具候様御利

解相願度ト申立候処御掛り様ハ仰ニ者夫者

ソウ者参り不申訴状下ケ相成候義者原告人ハ

裁判鑑江対し不都合ヲ致し候得共原被ニて

曲直相分り候義者更々無之素々其方へ相掛り候

證文ハ事起り剩江其方呼出し不申而者相分

り不申事件者清四郎ハ仕出し候得者上ミハ

原告人江入費ヲ出セトハ申付ずト被仰候処

又羽原利三郎ハ申立ニ者乍去引合ならば

格別之事別段ニ奥書ニ相成原被ト相成候「
曲直者判然ト相心得候ト申立依而訴訟入費
者原告人江御申付被下度申立御掛り様ノ仰ニ者
上ミカハ申付ず間相對示談者勝手たるべし
ト被仰康被其相尚清四郎方江返濟致し
候哉返濟不致者斷獄江差廻し御所置ニ相成
可申ト種々御利解之処清四郎并吉崎久兵衛
カ申立ニ者先般扱人立入及示談ニ行届不申
無余儀入費茂多分ニ遣果し只今ニ至り候而者
身代限ヲ以濟方カ他事無之由申立候処御掛り
様カ仰ニ者夫者相成らぬ何レニ茂金作之工夫ヲ
致し濟方致し可申与被仰候処吉崎久兵衛申立ニハ
既ニ先般百九十円迄之示談ニ及ひ候得者原
告人ニ而聞入不申無抛今般之次第ニ至り候ト
申立ニ付下拙カ申立者百九十円ニ而も濟方と
可致候得者漸々百円位之当ヲ持参り百九十円
「
」致度杯申且ハ五十円位之当ヲ百〇〇円

「」 吳候杯与申又ハ新規證文差入候而も
書判人無之杯ト兎角不実ニ計申来り候ニ付
無抛示談者行届不申次第ト申立候処
尚御掛り様方清四郎へ御利解にて何レニ茂示
談之者こび可致ト申候処腰掛迄暫時御猶
豫相願度ト申ニ付原被共相下り羽原利三郎
方申ニ者引合入費之義者何程歟示談被下度
ト申ニ付清四郎事件速ニ相片付申ニ至候
示談茂仕間敷義ニ者無之候得共左無之者
入費杯ト申義者更々出来不申ト相断申候
又清四郎方方申参り候ニ者何ト示談之咄し茂
見当御挨拶申上兼兎も角御日延願相願度
ト申ニ付無趣意なく日延者出来不申与相断
候処取詰メ不申候へ者身代限り方他事無之与
申ニ付左様御座候ハ、断獄江御廻しヲ相願御吟味
相願可申方他事無之由相断り候処何れ今
日文日延田延相願度ト申ニ付原被にて御掛り様江

申立又御掛り様な羽原江被仰候に者清四郎者
何年何月に別家致し候哉何之家銘ヲ相続
ニ候哉始末書ヲ以可申出ト被仰渡何レ帰村之
上取調令書上度ト申相下リ清四郎方ハ今日
丈ケ日延仕候市野々村一件者左之通り

乍恐以書付奉願上候

上総国市原郡小草畑村原告人鳥海又五郎

代言人鳥海秀七方同国埴生郡市野々村

被告人横山正作明治三年三月十八日

逃去ニ付同村親類代言人横山吉平江相掛り

「」代金受取訴出候ニ付本月廿日御

し(呼出)之御状拜見仕否可申上候筈ニ御座候処

未タ示談中ニ御座候間来三十日迄

御裁断御猶豫被成度原被以連印ヲ

奉願上候以上

右

明治七年

被告代言人 横山吉平印

六月廿二日

千葉吾妻町三丁目

代書人

鈴木瀨兵衛印

前書被告人横山吉平奉申上候通り示談中

来ル三十日迄日延約定仕候通り相違無御座

ニ付奥印仕候

上総国市原郡小草畑村

原告代言人 鳥海秀七印

代書人

高橋貞治郎印

千葉裁判所長

権少判事小杉直吉殿

乍恐以書付奉願上候

上総国市原郡小草畑村原告人鳥海又五郎

代言人鳥海秀七方同国殖生郡市野々村

被告人野口與惣兵衛病氣ニ付代言人

野口半治郎并同村被告人横山庄藏

明治三年午三月十八日逃去ニ付同村親類

代言人横山吉平兩人江相掛候小作米滞催

促之義訴出候ニ付本月廿日御呼出御状

拜見仕否可奉申上筈ニ御座候処未示談中

ニ御座候間来三十日迄御裁断御猶豫被成下置度

原被連印ヲ以奉願上候以上

右

明治七年六月廿二日 被告代言人 横山吉平印

同 野口半治印

代書人 鈴木瀨兵衛印

前書被告人横山吉平野口半治奉申上候通相違無

之ニ付来三十日迄御裁断御猶豫被成下置度此段

奉願上候

上総国市原郡小草畑村

原告代言人 鳥海秀七

市原郡石川村

代書人 田辺長四郎

千葉裁判所長

權少判事小杉直吉殿

○月廿三日晴代書人同道ニ而裁判所へ出ル清四郎吉崎久兵衛

出ル全日御調ニ不相成明日之事ニ相成今朝平渡市藏

歸村

○月廿四日晴裁判所へ出ル初芝清四郎吉崎久兵衛出ル

対談面江記載之引当之品々取調中来月

六日迄日延書上ル左之通り

濟方対談中日延願

上総国市原郡久保村

被告人 初芝清四郎

右者市原郡小草畑村原告代言人鳥海秀七右相掛

貸金催促之事件御吟味以前追々御日延願上候処

先般対談面へ書入之田畑諸道具等代価取調

示談濟方仕度奉存候間原告人江示談之上来

月六日迄日延約定仕候ニ付訴答連印ヲ以

此段奉願上候以上

右

初芝清四郎印

明治七年六月廿四日

代書人

小倉文藏印

原告代言人 鳥海秀七印

代書人 田辺長四郎印

右之通差上原被共婦村被仰付候午後三時頃聽

訟を相下り可申与存し居候処市川佐仲吉野佐治郎

兩人腰繩ニ而留置を聽訟へ召出され御吟味

受居差添人末吉弥右衛門西川多加志兩人を

被縫無余儀右場へ立会然金廿五円有之候へ者

候得者(可)兩人共捨免ニ相成候ニ付引受異候様達而

双方を申ニ付無摺原告代書人夷隅郡久保村戸長

岩頼建治代上布施村山崎平兵衛方江下拙を

廿五円之證書差入則受取書ヲ取御掛り高山様へ

差上兩人共願下ケニ致し午後四時頃双方共宿江

相下り右金之義ニ付下拙并ニ代書人田辺長四郎殿兩人

五井村へ行尤も右長四郎殿義者下拙を相頼ミ参り

候番神丸方へ泊り

廿五日晴午後二時頃千葉江帰り山崎平兵衛方へ金廿

五両之返済致し

□七日晴帰村

□月六日村方出立浜野村かど屋江泊り

七日晴午前八時頃千葉町旅宿へ着午後二時頃裁判所へ出ル

御呼込ニ相成御掛り様方仰ニ者被告参り不申ニ付

明日可罷出旨被仰渡田畑調書之義者御掛り

様へ差上置宿へ下り

□八日晴代書人同道ニ而裁判所へ出ル午後三時頃御呼込ニ

付聴訟へ入候処今日茂未夕被告之者参り不申

明日可罷出与被仰渡宿江下り

□九日晴裁判所へ出ル午後二時頃御呼込ニ相成御掛り様方被仰

候ニ付今日茂被告之者不参ニ付御差紙ヲ以御呼立ニ相成候

ニ付来ル十二日可罷出旨被仰渡宿江下り

□十日晴芝山仁王尊当所不動堂にて開帳ニ付参詣

ニ行吉崎久兵衛ニ面会致し

十一日晴午後一時頃方雨

十二日同午前八時頃代書人同道裁判所へ出ル午後一時頃

御呼込ニ相成御掛り様を被仰候ニ者今般朝廷を

一般暑中休ミ被仰出拙者義今日を来廿七日迄

休課ニ相成候間勝手次第帰村可致旨被仰渡

宿江下り

□三日晴宿料取調致し居候処午前十二時頃東京伯母

様坂上村を帰り掛ケ之よしにて御立寄被下止宿ニ相成候

□四日雨東京伯母様逗留

十五日晴右同人様出立ニ付船橋迄人力にて送り為致候

午後四時頃当所出立五井村番神丸宅江泊り

十六日晴五井村出立帰村

七月廿九日午前十時頃村方出立田尾村中喰にて

午後七時頃千葉町旅宿へ着

□三十日晴午前八時頃代書人高橋貞治郎同道にて裁

判所へ出ル清四郎久兵衛兩人出ル午後一時頃御呼込ニ相成

御掛り様を被仰候ニ者帰村中示談ニ相成候哉与御尋之処

清四郎方申立ニ者追々多分之入費遣失ひ

身代限り之濟方ニ他事無之趣申立尚御掛り

様方被仰候ニ者今日者刻限切ニ付約日可罷出候

且差出し候取調書之義も取調置候様被仰原

被共宿へ下り尤も近頃十二時引ケニ相成候故深く

御調ニ相成不申候

三十一日晴レ時々雨代書人貞治郎同道ニ而裁判所へ出ル清四郎

久兵衛出ル十二時頃御呼ニ相成御掛り様方被仰ニ者繁多ニて

取調書未夕調へ置不申ニ付明後八月二日出ト相心得

可申与被仰候ニ付原被共宿へ下り

八月一日休廳午前十字頃雨又止午後一時頃大雨又

晴

二日晴午前八時頃老入ニ而裁判所へ出ル同十時頃御呼込ニ

相成聴訟へ入清四郎不参久兵衛外御用ニて聴訟ニ

居合候ニ付同人下拙御呼立ニ相成御掛り様方被仰候ニ者

茂談面江書入之品々之書付茂取調候得共清四郎方方

身代限りヲ以濟方致し度由申出候得者無余儀

事ニ付身代限り受取候^ハ他事無之尚拙者義

不快ニ付今日者早々退出致し度候間篤与勘弁

之上原被共明日可申出与被仰渡候ニ付午後一時

頃宿江下り寒川村周易江母病氣之占ひニ

平易者留主ニて帰り南ニて大風時々雨

八月三日晴南風午前八時頃代書人田辺氏同道ニ而裁判

所へ出ル清四郎久兵衛并小倉文藏方江身代限之

之義兼而昨日茂御掛り様^(ママ)被仰渡候ニ付今日者

原被連印ニて御受仕度与申入候^ハ右小倉文藏^ハ

被申入候ニ者右之思召ニ候ハ、何レ歎示談相願度乍

去今更趣意相立候義ニ当惑仕候得共篤与御勘

弁相願度与申ニ付何レ代書人田辺ヲ以示談可仕与

申遣し置則田辺ヲ以示談ニ及び候^ハ兎も角

今日丈ケ之御日延之義口上ヲ以原被同道ニて相願

度ト申ニ付任其意清四郎久兵衛同道ニて御掛り様へ

相願候^ハ御聞濟ニ相成十二時頃^(被欠)原共宿へ下り

八月四日晴午前九時頃代書人田辺氏同道ニ而裁判所へ

出ル御門番ニ而被仰付候ニ者今日ル来ル九月十一日迄

之間着届之義者八時限りニ相成候間刻限切ニ付

採用ニ不相成様被仰渡無余儀原被共宿江下り午後

一時頃ハ田辺氏同道ニて裁判所前之多つちうヤト申茶屋へ

示談ニ行初芝清四郎吉崎久兵衛小倉文藏都合五人

ニ而示談行届キ候趣意左之通り

対談書

一金拾円也

右者先年貴殿方ヨリ借入金有之ニ付

去ル明治六年十二月中対談證書差入置候

約定之義違約ニ相成依而之御出訴被成御吟

味中今般示談之上前書之金拾円来ル

三十日限無相違御渡可申上候尤其節右対

談書并我等方ヨリ差入置候本紙證文共

御返し可被成下候為念対談書入置申処如件

市原郡久保村

明治七年八月四日

当人

初芝清四郎印

望陀郡久留里市場町

親類証人

吉崎久兵衛印

同郡小草畑村

鳥海秀七殿

返り證文之事

一金拾円也

右者先年貴殿方へ貸金有之二付去ル明治六年

十二月中別紙対談證書預り置約定仕候処

違約ニ依テ無拠御訴訟仕御吟味中之処今

般示談之上前書之金子来ル三十日迄ニ償却

可被成候其節右預り置候対談證書并ニ貴殿方

預り之古證文共無相違相返し可申候為念返り

證文依而如件

市原郡小草畑村

明治七年八月四日

鳥海秀七印

同郡久保村

初芝清四郎殿

右之通相認調印致し取為替ニ相成示談仕候午

後三時頃惣方共宿江引取申候

八月五日晴午前七時頃彦人ニ而裁判所江出ル清四郎

久兵衛代書人小倉文蔵出頭濟口證左之通り

差上申濟口證文之事

一市原郡小草畑村鳥海秀七奉申上候去ル明治

四巳年同郡久保村初芝清四郎義商法

金差支難渋之旨任申ニ金子貸遣し候処

追々右返濟相滞難渋之旨当一月中御訴訟

奉申上候

一同郡久保村初芝清四郎奉申上候原告代

言人鳥海秀七申上候通り金子借用仕候得共

不仕合打続大金旁一時返濟行届不申

ニ付追々濟方致し貰度旨御答申上候

前書之通り双方申立御吟味中之処今般

示談之上濟方仕候趣意左ニ

一 御願高合金式百六拾五円也

内

一金拾円也

当金与して原告人江相渡ス

一金式百円也

新規證文

引

ハ金五拾五円 原告人ニ而不足勘弁

外ニ訴訟入費右同断

右之通り双方無申分熟義和解行届候ニ付

為後証原被連印ヲ以濟口證文差上申処

如件

市原郡久保村

明治七年八月五日

被告人

初芝清四郎印

望陀郡久里町

右代言人

吉崎久兵衛印

千葉郡寒川村

代書人

小倉文藏印

市原郡小菫畑村

原告代言人 鳥海秀七印

同郡石川村

代書人 田辺長四郎印

千葉裁判所

権少判事小杉直吉殿

右之通り濟口差上午前十字頃御呼込ニ相成

御聞濟之趣御掛り様を被仰渡十二時頃原被共

宿江下り

八月六日宿諸勘定并ニ代書人願等致し

八月七日午後三時頃千葉出立浜野駅菊屋泊り

八月八日帰村

八月廿九日早朝弥四郎殿同道にて村方出立但し地券書換願ニ付

曾我野駅位石屋泊り

八月三十日午前八時頃千葉大沢屋着即刻縣廳江出ル

地券證十八枚外ニ弥四郎殿分六枚都合式拾四枚書換願度

旨ヲ以差出し候処御掛り堀江様方被仰候ニ者急速出来不申

候ニ付来月中旬頃ニ茂相成候ハ、御用序ヲ以可伺出旨被

仰尚勝手次第帰村可致様御申被渡宿江下り弥四郎

殿直様帰村之向ニ而出立下拙義者大沢屋江泊り羽原利三郎方

下拙江相掛り入費願致し候趣田辺長四郎方承り候

八月三十一日

九月六日初芝太九老江相掛り再願之心組ニ而望陀郡伊豆島村

小野定吉代言ニ相頼ミ訴状相認メ

九月七日小野定方太九老江相懸り新訴出ス下拙義午前十字頃出

立ニ而帰村大沢庄平鶴舞迄同道致し

九月八日午前九時頃村方出立夕方千葉着大沢屋泊候初芝一件

高山様之御掛りニ而今日奥書ニ相成候趣承り候

九月九日千葉出立古市場中喰ニて帰村

同廿一日之夜村役場方沙汰有之候ニ付罷出候処御差紙到着左之通り

市原郡小草畑村

鳥海秀七

右之者来ル廿三日午前第八時代書人同道罷出聴訟課へ
可相届者也

七年九月廿日

千葉裁裁判所

右村役人

九月廿二日村方出立夕刻千葉着大沢屋江泊り

九月廿三日代書人高橋貞治郎同道ニ而裁判所江出御差紙返上

致し其後御呼込ニ相成岩崎様之御掛り羽原利三郎入費願致し

脇屋様之御掛り之処御留主ニ付岩崎様ニて御調ニ相成候得共羽原

申立候趣意相分兼候ニ付確證有之候ハ、確證ヲ以可願出旨

被仰渡左無之者裁判之仕方無之趣御申被渡下拙義者御

用済ニ相成帰村被仰付候

九月廿四日古市場中喰ニ而帰村

同廿八日村方出立夕刻千葉着大沢屋泊り初芝一件承り候処

何分願意相立不申廿五日御席ニ相成高塩様代席ニて

御利解之上無抛入費六円差出し候向ニ相成訴状願下ケ致し候

様承り候

九月廿九日

□三十日初芝一件又々出願之心組ニ而千葉道場町寄留山田

慮三郎代言ニ相頼ミ

十月一日山田方へ美濃紙界紙等を遣し訴状相認メ

同二日書面相認メ午前十一時頃飛脚相頼異任状取ニ遣し候手配

仕候

同三日

十月四日飛脚帰着

同五日

同六日休廳

同七日訴状出来ニ相成

同八日訴状差出し候趣承候

同九日村方米満勘十郎示談ニ来候ニ付相断申候

同十日奥書ニ可相成之処被告清四郎外壱人ニて廳訟^(マヤ)へ

示談ニ致し度旨申出候ニ付来ル十五日迄日延之由ニ承り候

十一日古市場中喰ニ而帰村

十月十五日夷隅郡上植野村末吉弥右衛門方へ行

同十七日帰村致し候処山田氏を十六日出之書状之到着致し候由

右書面之本意者来ル十九日午前八時迄日延願置候処

沙汰無之ニ付一葉清四郎方へ示談之上早々沙汰有之

度由ニ御座候

十月十八日村方出立初芝清四郎方へ立寄同人義明十九日

出立ニ而千葉着之筈ニて下拙義同所出立午後六時頃

大沢屋江着

十月十九日山田方へ右之趣申談候

同廿日奥書ニ相成

同廿一日飛脚ヲ以奥書差出し候也

同廿二日帰村

同廿四日御差紙着致し

市原郡小草畑村

鳥海秀七

右之者来廿七日午前第九時代書人同道罷出

聴訟課江可届出者也

明治七年十月廿三日

十月廿四日着十五里之實
相拂ひ申候 千葉エンナイ
脇屋様御掛り 脚夫 ふじた屋
三右衛門

千葉裁判所印

右村

役人

廿六日村方出立午後七時頃千葉道場町水戸屋静兵衛方へ

着泊り

廿七日山田氏江相頼御差紙返上脇屋様御掛りにて羽原

利三郎を入費願致し候趣当方申分相立兼候

十月廿八日初芝清四郎方之御差日殊ニ羽原一条茂相片

付不申山田氏ヲ相頼置候ニ付両様否承り度逗留致

相待居り夕刻承り候処被告代言人小倉文蔵并ニ被告本人

初芝清四郎兩人ニ而出頭之由ニ承り尚答書之義者差出し

不申示談之趣意者御奥書前ニ示談ニ罷出候処心得違ニ而

示談行届キ不申依而之今般事实示談仕度故来ル

三十一日迄日延致し呉候様申出候ニ付任其意ニ原被連印ニ而

日延書差上候由山田な承り候且羽原な入費願之義者

先方願高廿六円之処御掛り脇屋様な原被江示談ニ

可致様厚ク被仰渡当方ニ而者多分之義迫而茂不行

届趣相断候得共先方ニて段々被相歎無抛御上様へ

者金四円相渡し候向ニ書面差上来十一月五日迄日延

願書差上本意金貳円相渡し跡清四郎事件

濟方模様ニ寄貳円之跡金可相渡管行届キ候

□月廿九日大雨

過日廿四日着之御差紙之賃錢相違有之ニ付陸運會

所江出相調候処引賀千ばイシナイ佐吉方へ出相調べ呉候様申ニ付則

同人方へ出過渡し分差戻しニ付受取書差出し

呉候様申ニ付則左ニ

記

一金拾七錢五厘 但御差紙脚夫賃過渡し分

右者千葉町ヨリ拙村迄里程十里之処

十五里之脚夫賃相渡し候ニ付今般差戻し相成

前書之通正ニ受取候也

市原郡小草畑村

明治七年十月廿九日

鳥海秀七印

千葉裁判所脚夫取扱所

須賀惣五郎殿

午後三時頃千葉出立古市場浜田屋泊り

初芝太九老姓名書

第五大区拾小区

市原郡久保郵

初芝太九老

明治九年九月十五日出にて同月二十五日着書状之写

郵便ヲ以得貴意候時正秋冷之候賢贊倍々御勝常

奉恭喜候陳者久保郵事件ニ付別紙名前之

者区名性名番号等入用ニ付御取調方君江御頼

談申上度乍御手数此段よろしく御願申上候且右

事件之義次御面悟縷々御物語仕度依而之尊

君一応千葉町迄御来臨被下度奉願候也

九月十五日

山田慮三郎

鳥海秀七殿

頼書

第五大区拾小区

上総国市原郡久保村

明治二年三月太右衛門證書加判人 源右衛門

同 伊右衛門

萬延二年二證書加判人 弥治右衛門

同断 六兵衛

同断 甚右衛門

同断 重右衛門

同断 御園生治郎三

前書名面之者姓名番号等取調方下拙

可罷出之処病氣ニ付君江御願申上候間宜敷

此段御取計被下度頼入候也

千葉郡千葉町

明治九年九月十五日

山田慮三郎印

鳥海秀七殿

右之通申来候ニ付種々手配致取調之上左ニ

第五大区拾小区

市原郡久保村

六拾貳番屋敷居住

平民佐久間銀治郎

父

旧名 重右衛門

同区同郡七十番屋敷居住

平民御園生甚三郎

父

旧名 甚左衛門

同区同郡九拾八番屋敷居住

平民林染吉

父亡 源右衛門

右同断

三拾壹番屋敷居住

平民伊右衛門事

平野伊三郎

右同断

式拾四番屋敷居住

平民渡辺弥治平

父亡 弥治右衛門

右同断

式拾五番屋敷居住

平民渡辺六平

父 六兵衛

右同断

百三番屋敷居住

用掛

御園生治郎三

右之通九年十月一日取調候

ノ